

泉
屋
叢
考

第
貳
輯

泉屋叢考

第 貳 輯

四
文
殊
院
の
研
究

附
錄
文
殊
院
由
來
書

文
殊
院
の
研
究

如來證涅槃 永斷於生死
若有至心聽 常得無量樂

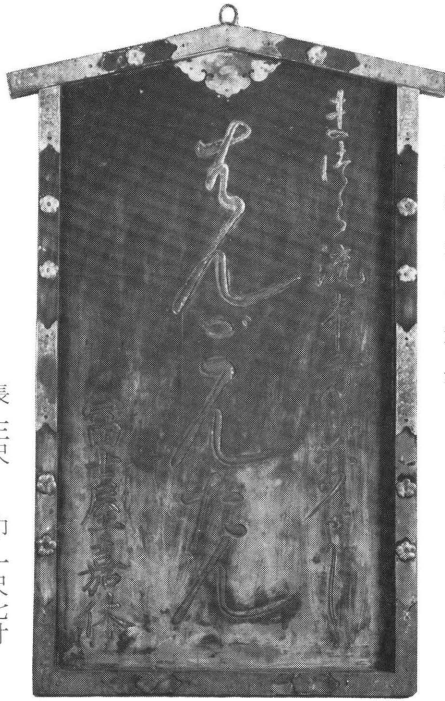
竟永五年九月二十四日

涅槃法行弟子

莫外沙門文殊院

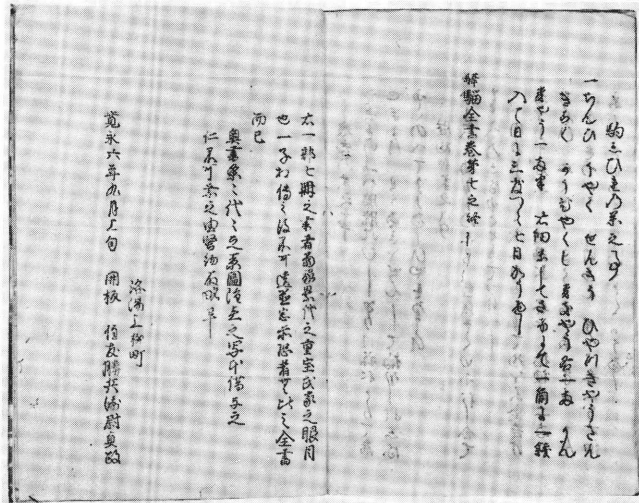
空祥

反魂丹の看板



長三尺 巾一尺七寸

驛 騷 全 書 刊 記



寛永六年八月上旬 刊板 信友齋共信齋共

本一册七冊之者... 仁不才之由管物有誤

文殊院の研究 目次

一	序	言	一
二	祖	先	三
三	生	誕	三
四	出	家	六
五	教	化	二四
六	法	難	三
七	員外沙彌		四
八	歸	商	五
九	隱	棲	七

一〇 信

仰

信

一一 遺

誠

遺

一二 圓

寂

圓

一三 流

芳

流

一 序 言

文殊院といふのは、近世の商家住友氏の祖政友の法號である。詳しくは文殊院員外嘉休といふが、これは歿後の法號であると共に、實は又生前の稱號でもあり、その中に全生涯を壓縮した深長な意味を包藏してゐるのである。

然るに、その事蹟は從來多く晦蒙に蔽はれて明らかならず、單に戰國武士の一遺兒が望を武門に絶つて上洛歸商し、平居佛法を崇信するまゝに、老來嵯峨に隱棲して、厚く法義を修鍊し、臨西或は空禪と號して、有縁の人々を教化したと、比較的軽く考へられたに過ぎない。これは眞實を去ること遠く、非凡な始祖を過小に誤認したものと言ふべきであらう。

まことに、文殊院は藥舗書林を業としたことがあつた。併しそれは本來の姿ではなく、寧ろ處世の一方便と解すべきものである。特殊な事情による史料隱没の爲め、後世その前半生が全く見失はれ、従つて又後半生の内實も充分理解されずに過ぎたが、星霜三百年を経て、時運漸く廻り來つたか、近年探索の手を進めるに従ひ、豫期せぬ諸方面より、さまざまの新史料が相次いで發見された。しかもそれは單に住友一箇に關するのみではなく、國史の上に興味ある一問題を提供

するものであり、こゝにその前半生の意想外な事實を確め得ると共に、又これによつて後半生をもあらためて見直すことゝなつたのである。

今その結果によれば、文殊院は夙に佛門に投じて涅槃宗を學び、宗祖空源會下隨一の高足となつて、斯宗の弘通に貢獻するところ多く、次いで法難に遭遇して、一時東國に配流の後、故あつて宗門を離脱し、員外沙彌と稱して、獨自に師法の正統護持に任じ、幾何もなく僧俗を超越して歸商したが、晩年洛西に隱棲して、世間の塵事を遁れ、清純敦穆、道だを行じ、衆しゆを化しつゝ、往生の素懷を遂げた。

かくて、その全生涯を通じ、之を本質的に觀れば、實に天稟の睿智と深奥な學識と熱烈な信仰と將又高潔な人格とを兼ね備へた傑出した道人であり、その精神は深く住友家に根ざし、永く後代に傳はつて、家風の根幹をなし、近代住友の堅實を旨とする經營方針を樹立せしめるに至つたものである。

こゝに各種方面より蒐集し得た新舊の史料をあまねく綜合し、慎重なる考察を加へて、その生涯の真相と住友に於ける地位とを究明し、併せて日本佛教史上に興味ある新事實を紹介しようと思ふ。

二祖 先

住友氏は、その系圖によると、姓は平、桓武天皇の第五皇子葛原親王の孫高望王の苗裔となつてゐる。即ち高望王が平の姓を賜はつて臣籍に降り、子孫大いに蕃衍したが、第五子良文より七世の孫重弘の第三子に重隆があり、その第十四世の孫忠重に至つて、始めて住友氏を稱した。この「住友」の由來については、七世の祖住氏と六世の祖友頼二祖の偏諱を合せたものとの傳へがあつたものか、文政頃(西曆一八二〇年頃)の家宰の手記にさうした説明が見えてゐる。尤も、後世このやうなことが言はれたとしても、單にそれだけでは、確證となすに足らないから、之を以て直ちに眞を傳へたものとするのは速斷で、後世何時の頃かに系圖面から想像した一つの臆説であるかも知れないのである。又白柳秀湖の住友物語には、忠重の父友定が須美平内と稱したといふ一傳から、忠重が「父の姓と名とを取合せて住友を稱した」と、さも眞實らしく斷定的に説明してあるが、それは筆者一箇の臆見を出でないであらう。

さて、住友氏の系圖は、この忠重までは簡略で、以後に至つて稍詳しく具體的となる。今その一本を掲げると、次の通りである。^④

住友氏系圖

姓平

桓武天皇第五皇子

一品式部卿

葛原親王
仁壽三年六月四日薨

第二之子
高見王

高望
上總介從五位下
寬平二年五月十二日賜平姓

良文
第五之子
村岡五郎

第二之子
忠頼

村岡二郎

將恒
中村太郎

武基

武綱
伊豫守頼義
十郎合戰之時給先陣

重綱
下野權守

重弘
秩父太郎大夫

重隆
第三之子
秩父二郎大夫

能隆

重頼
河越太郎

第二之子
重時 二郎

泰重
太郎
時廣

經重
左衛門佐

宗重
集入佐

住隆
住氏
平内

友頼
若狹守

頼平
行太郎
信國

主計
定時

信時
土佐守

友定
若狹守

忠重
住友備中守

賴

備前守 從五位下

定

式部太輔

將軍源義晴公近習
法名泰雲院跡田

天文二八八卒八十八歲

法名昌山心岳
母入江右京進女

政

住友土佐守

信

入江土佐守

政

住友若狹守

天正十一四廿江州志津嶽
合戰信定屬中川瀨兵衛
清秀清秀守志津嶽
尾崎陣城時柴田權六
佐久間玄番引率一万五千
騎來放火攻之清秀出戰
討取敵數百負痛手自
害信定等相從合鋒
討取敵數多戰死高名鳴
世中川十六騎武者之隨一也

住友土佐守

權左衛門尉

政

重

政

敬數馬

政

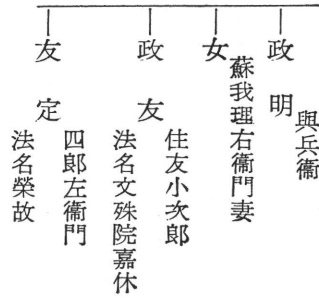
盛權助

行

信權助

政

母磯野丹波守女淺井家也



これを見ると、忠重の子頼定には、從來の受領すけりやうの註記の外に、將軍足利義晴の近習となつたことや、敘位・法名・歿年並に享年を註し、その子定信にも、法名や母の出自を記すなど、具體性を帯びて來てゐる。そして次の信定に至つては、入江土佐守と稱し、天正十一年四月（西曆一五八三年）の江州賤ヶ嶽の合戦に、中川清秀に屬して壯烈な戦死を遂げ、中川十六騎武者の隨一として高名世に鳴つたと、その註記が甚だ詳しい。清秀は即ち攝州茨木の城主で、豪勇を以て聞えた武將である。

しかも又、政友の事蹟を略記した文殊院由來書といふ古記⑤を見ると、劈頭に先づ「文殊院嘉休公由來ハ桓武天皇八代後胤秩父十郎武綱十六代後住友備中守忠重ガ子備前守頼定其子式部大輔

定信其子入江土佐守信定也」と記し、右の系圖の相承次第をそのまま、要約した形で信定に及び、次いで賤ヶ嶽の合戦に筆を進めて、信定の事蹟を系圖と殆ど同文で詳しく述べてゐる。従つて兩書は同一系統のものと思われるが、^⑥更に政友の孫友信の親類書も亦信定より筆を起してゐるのである。かうした點よりすると、信定は住友家の家系上特に重んぜられた人であつたことがおのづから考へられよう。そして、この信定に就き注目されるのは、天和二年中川清秀の一百年遠忌に際し、清秀五世の孫豊後竹田(岡)の城主久恒が戰跡大岩山に建てた從軍戰死者の墓碑に、「入江土佐」の名が明瞭に刻まれてゐること、^⑦これは信定の存在を確かめる上に一つの資料となる。

ところが、その次の政俊になると、系圖と文殊院由來書の記述とは、采邑を越前丸岡とする點が共通なだけで、他は著しく異なつてゐる。すなはち系圖が越前中納言秀康に仕へたとするのに對し、由來書は幼少より柴田勝家に仕へ、その滅亡に際し之に殉じたとして、次のやうな詳しい記述をしてゐるのである。

天正十一年四月廿三日、北庄天守ニテ勝家自害ス。時ニ城中ニ火懸ケ、一家一門悉ク腹切、同煙ト成ル。入江土佐守信定子住友若狹守ハ、柴田勝家公幼少ヨリ拘居玉フ。數度ノ高名有ニヨリ、丸岳ニテ采邑八千貫領ス。若狹守寄ル敵ヲ城ヨリ切テ出、數万敵ト懸

合、無^{ヒルイ}比類^{ヒルイ}手柄ヲスト雖、城ニ火懸ヲ見テ引返、城中へ懸入、腹十文字ニカキ切、同煙ト成ル。

これでは話が餘りにも相違してゐる。系圖の越前中納言秀康とは、徳川家康の第二子で、賤ヶ嶽の合戦よりは十八年も後の關ヶ原役の後に、越前に封ぜられたのであるから、政俊がこれに仕へたとすれば、由來書の記述内容とは、年代が著しく齟齬することになる。これは如何様に解したものであらうか。

これについて先づ注目されるのは、系圖は政俊以後の記述に矛盾を内包してゐることである。それは外ではない。その記述は政俊の後政重政行二代を経て政友に至るとしてゐるが、政友は後に述べるやうに天正十三年(西曆一五八五年)の出生で、尙その上に兄と姉とがあつた。このやうな點より觀ると、曾祖父の政俊が秀康に仕へたなどといふことは、あり得ないことになるであらう。同じく住友土佐守との註記ある同一名の政重が、政俊の伯父としても記されてゐるのがまた不審で、これがこの問題に關係あるものではあるまいか。この點由來書が政俊の子を直に政行としてゐるのがまだしも合理的である。⑤ しかもまたこのやうに記してゐる略系圖も別^⑥にあり、前記友信の親類書に政行を入江土佐守孫としてゐるのも思ひ合はされる。従つて、かうした條件の下

では、系圖のこの記述は聊か心許なく、それだけ由來書の記述に信賴が寄せられることになる。

併しながら、この由來書の記述がそのまま承認し得られるかといふに、こゝにもまた問題が見出される。それは采邑八千貫といふ點である。この貫高の所領を具體的に如何程に理解するかといふことは、貫高の解釋に諸説ある爲め、疑義を生ずる虞れがないではないが、今最も手近な方法として、地方凡例錄に徳川家康が一貫を五石替にしたとあるのに従つて換算すると、後の四萬石の所領に當る。ところが、柴田氏以後の丸岡城主の所領は四萬乃至五萬石であるから、大體同程度に考へられるであらう。さうすると、政俊は丸岡城主であつたといふことになるわけで、後世住友家が諸願書にその由緒を書立てる際、政俊を丸岡城主と明記してゐるのは、即ちこれに據つたものと思はれる。しかしこの點は尙遽には承認出來ない。それは現存の柴田氏關係の諸記録にも、丸岡に關する各種の地誌類にも、丸岡城主としての政俊は見出し得ないからである。

尤も、このやうに、丸岡城主としての政俊は尙遽に認め難いとしても、その姻戚に江州淺井家の勇將として聞えた磯野丹波守を有つたといふことは、^⑩後更に攝州伊丹の名家伊丹氏と姻戚になつたことゝも相俟つて、相當有力な士分の家であつたことを推測せしめるやうである。

由來書によると、政俊は北之庄(現在の福井市)の城に於て、柴田氏の滅亡に殉じて自盡したといふ。¹³⁾北之庄の戦は言ふまでもなく賤ヶ嶽の合戦の延長である。羽柴秀吉の不在に乗じ中川清秀の陣を奇襲して功を奏した柴田勢は、急を聞いて長驅美濃の大垣より歸來した秀吉の軍勢に撃破され、周章狼狽北之庄に逃げ歸つたが、秀吉の追撃に敢なく滅んだ。従つて、この由來書の記述の通りであれば、信定政俊の父子は互に敵對の關係に立ち、しかも相次いで斃れたこととなり、戰國の世の習ひとは言ひながら、まことに悲惨なことである。

ところで、住友家の系譜を考へるについて、こゝに尙觸れて置かねばならないのは、同じく住友を稱する他家との關係である。「住友」の姓を稱するものは世上あまり多く見かけないが、唯舊阿波徳島縣に比較的多い。即ち「阿波徴古雜抄」によると、近世の初め天正年間（西曆一五八〇年頃）阿波麻植郡をみに住友氏を稱する豪族が居り、¹⁴⁾現に同郡川田町・勝浦郡小松島町大字田野及び同郡今津村等に之と同族の住友氏が蕃衍してゐる。¹⁵⁾そこで之との關係が問題となるが、その先祖書を檢すると、初め奥州に於て一國の城主となり、後京都に移り、室町時代の末三好氏が阿波を領した頃こゝに移つたと傳へてゐて、その京都に在つた時期に多少共通するものがあるやうであ

るが、それ以上の關係は見出せない。従つて、各々の先祖書が眞を傳へたものとすれば、兩者は全く別系統で、姓の一致は偶然であつたといふことになる。殊に小松島町田野の住友氏一族の間では、一族のうち曾て慶長の大坂役に出陣し、そのまま歸郷しないものがあり、大阪の住友氏は即ちその後であるとの説が流布してゐるが、これは右の先祖書の誤讀の上に想像を加へたもので、全く採るに足らないものである。

尙太田亮氏の「姓氏家系大辭典」には、大阪の住友氏を藤原姓とし、右の阿波の住友氏と同族で、藤原純友の後裔と傳へると説明してあるが、果して何に據つたものか、事實と相違してゐる。恐らく何等かの誤りであらう。^⑭

註

- ① 尊卑分脈には重弘の子としては畠山氏の祖重能と小山田氏の祖有重とを記すのみで、重隆は記されてゐない。
- ② 重岡眞兵衛近信の「住之江」
- ③ 明治編纂の住友家史「垂裕明鑑」及び「住友家系譜」(稿本)に見える。尤もその根據は明らかでない。
- ④ この系圖は現在見出される最も古いもので、葛原親王より商家五代の友昌の代に至る迄の相承次第を記した後、同筆で改めて三代友信以後の關係を補記してゐる。ところで、これには延享元年九月二日に早世した友昌の長子與作までを一筆に記し、同三年入家した庶子大之助を別筆で追記してゐるので、その書記年代が延享二年頃と推定されるのである。尤も住友家の系圖がこの時始めて作られたといふの

ではない。友信の親類書には既に曾祖父は住友權左衛門で、その祖父が入江土佐守であつたことが見えてゐる。

系圖としては、この外分家理助家のもの、入江土佐守信定以後數代を記した友昌覺書の略系圖がある。尙垂裕明鑑編者新修の住友家系譜(稿本)には此等と異なつた記述が見えてゐるが、何によつたものか、その底本となつた系圖は明らかでない。

⑤ 本書は書名を缺くが、姑く冒頭の書出の語句によつてかくなづける。其他詳細については附録参照。

⑥ 兩書の一方が必ずしも他に直接據つたものでもないことは、政俊以後の記述を異にしてゐることから考へられる。

⑦ 大日本史料、第十一篇之四、一〇二頁、尙これは現地に赴いても調査した。調査の結果によると大日本史料収録の文には色々誤りがあるやうである。

⑧ 「まだしも」といふのは、政行を政俊の子としても、政行が既に子持の成年者である程なのに、その祖父信定が賤ヶ嶽の合戦で中川十六騎武者の一人として花々しい奮闘をするといふのは、如何に思はれないからで、更に政

行を信定の子とすることも考へられるであらう。

⑨ 入江土佐守信定以後數代を記した商家住友五代友昌の覺書である。

⑩ 柴田氏滅亡直後丸岡城主となつた青山氏は四萬六千石を領し、關ヶ原役後の本多氏は四萬石、其後の有馬氏は五萬石である。

⑪ 系圖の政行の註記に母磯野丹波守女とある。尤も系圖のままでは政行の母は即ち政重の妻となるが、政重の介在が疑問で、政行を政俊の子とするの妥當なことは既述の通りである。尙磯野丹波守のことは淺井三代記・信長公記・織田軍記・近江坂田郡志・高島郡志等に詳しい。

⑫ 後述する。

⑬ 垂裕明鑑には政俊について、第一卷總説の家系略記の條に「北莊ニ戰フテ死ス」と記しながら、第二卷の政友君世記では、勝家が北之莊で亡んだ時「丸岡城ニ據リ羽柴方ノ軍勢ヲ防キ勢盡キ力屈シテ城ニ火ヲ放チ自殺ス」と述べ、自己撞着を演じてゐる。これは勿論北之莊の方を正しいとすべきである。

⑭ 太田氏の「姓氏家系大辭典」の阿波の住友氏の項に次のやうに記されてゐる。

阿波國麻植郡川田邑の名族にして、川田八幡、元和二年

の棟札に「檀那住友五郎右衛門正次」を載せたり。川田村

の豪家にして、蜂須賀小六の判書に「仁宇大粟百姓共、非

儀の働候の所、其元の者共、少しも別儀なく馳走候よし

云々。天正十三年九月 日、小六（國主家政）判、住友彦

五郎殿」（阿波徵古雜抄）など、皆この衆也。

⑮ 小松島町大宇田野の住友氏の先祖書（昭和十八年十一月調査）によれば、同地の住友氏は川田附近の湯立村より移住

したものであり、又同地住友氏一族の談話によれば、今津

村の住友氏も一族なりといふ。

⑯ 昭和十八年十一月の調査により明らかにされた。

⑰ この點について太田氏に直接質して見たが、何分年を経て

ゐることではあり、その根拠を確かめることは遂に出来な

かつた。

三 生 誕

政友の父は住友權左衛門政行で、それは政俊の子であつたとされてゐる。これは文殊院由來書や略系圖などに見えるところで、前に掲げた系圖の孫とする説の従へないことは、既に述べた通りである。

しかし其の後の政行の事蹟は明確を缺き、真相の捕捉は容易でない。垂裕明鑑には、第一卷總説の家系略記の條に、「丸岡ニ居リ五千石ヲ領ス。勝家亡フルノ後、慶長五年九月關ヶ原ノ役大谷吉隆ニ屬シ軍功ヲ擢ンシ、又青山伊賀守忠元ニ屬ス。後越前中納言秀康卿ニ仕へ、慶長七年三

月卒ス。」と記されてゐるが、大谷吉隆は敦賀の城主で、關ヶ原の役には西軍に屬して敗死し、青山忠元は當時丸岡城主として、同じく關ヶ原の役に據つて西軍に加擔し、西軍の敗報に接して、城を去つて漂泊したのであるから、^①「關ヶ原ノ役大谷吉隆ニ屬シ軍功ヲ擢ンシ、又青山伊賀守忠元ニ屬ス。」といふのは難解である。この記述は果して何に據つたものか、その根拠が明らかでなく、本書が屢々史料に忠實でない點より、單純には承認し兼ねる。現存の史料では文化初期頃（西曆一八〇五年頃）の撰かと思はれる住友の一分家理助家の先祖傳書に「越前丸岳住、關ヶ原合戦出陣軍功」とある註記が、多少これに似たところがある位で、この程度ならば別に他の資料と齟齬することもないやうである。尤も、この先祖傳書の撰修より餘り隔たらぬ文政三年（西曆一八二〇年）三月、住友家から大阪町奉行所へ提出した名代繼みやうだいつぎかみしも上下御免の願書を始め其後の諸願書には、政俊を丸岡城主と記した後、「無子斷絶仕、若狹守弟他家相續、入江土佐守と申、土佐守之子權左衛門と申候。何れも其比戦死仕候由承傳申候。」と述べてゐて、之と一致しないが、政行が慶長七年（西曆一六〇二年）三月まで生存してゐたことは、他の資料によつても確實と見られるから、^②これはこの由緒書の方が當を得てゐない。最初充分な調査の違なきまゝに、臆測を加へて書き上げ、一旦出來上ると、其後は之を踏襲したものであらう。古來一般に事務的によくある例である。

唯政行を政俊の甥とする點は、一説として一應考慮の餘地がないではない。^④

又奇態なことに、垂裕明鑑には、總説に前記のやうに述べながら、第二卷の政友君世記には、柴田氏滅亡後の政行につき、越前を去つて諸國に流落し、佛門に入つて福田を求めたいと妻に語つたことを記した後、「夫妻相別レ、政行ハ小庵ヲ結ヒ之ニ居リ、終身佛法ヲ信奉ス。」と、全然異なつた記述を載せ、甚しい自己撞着を演じてゐるが、これは實は文殊院由來書の記述に據りつつ想像を加へたものと推察されるのである。

このやうに、政行の事蹟は明瞭を缺いてゐるが、元來柴田氏に屬してゐたとすれば、主家の滅亡により苦境に立つに至つたことが、先づ想像される。殊に骨肉相食むの立場に置かれ、祖父と父或は伯父を數日の内に相次いで失つたとあつては、深刻な苦惱を體驗せねばならなかつたであらう。文殊院由來書にはこの間の政行につき、菩提心深き法華信者で、隱居して小庵を結び、常々出家を招請してゐるが、戦亂に明け暮れて運命果敢なき世の様を觀じ、柴田氏滅亡の原因を勝家日頃の暴惡驕奢に歸して、佛道信奉の要を語つたと述べてゐる。

その頃天下の騷亂は容易に止まず、柴田氏滅亡の後も、佐々・瀧川・徳川等の諸氏と羽柴氏との抗争が相次ぎ、世は混沌として、人々皆不安の氣に包まれてゐた。政友がこの世に命を宿した

のは、正にこのやうな時に於てゝあつた。

文殊院由來書によると、信定政俊の一周忌も間近に迫つた天正十二年の四月八日、即ち釋迦降誕の日に、信仰深い政行は、柴田氏滅亡に就いての感想などを妻小仙に語りつゝ、「我死後ニ子孫ヲ都ヘツレ登リ、知識ヲ頼^{タシ}出家ニナシ給ヘ。」と言へば、妻は之に答へ「就其御物語可申事有、我今懷妊也^{クハイニン}」とて、奇瑞の懷妊の模様を次のやうに物語つた。

過シ二月廿二日ノ夜不思議成夢ヲ見ル。天竺^{キランシヤウシヤ}祇園精舎ノ古跡鐘^{コセキツキカネヲイアラカニミ}明見、其ヨリ王舎城
 如來ノ坐禪石ヲ伏拜ハ、靈鷲山ノ方ヨリ光明來テ我頂^{ワガイタビキ}ヲ照ト見テ夢覺ヌ。其ヨリ懷妊^{クハイニン}
 ト成ル。此子只者^{タモシ}ニハ有^{アル}マジ。私モ心底^{シンテイ}ニ出家ニ致度望^{タキ}有。

そこで政行もこの胎兒の將來の出家を認めたが、天正十二年十一月十一日の寅の刻即ち午前四時に男兒が安らかに出生し、小次郎と名づけられたといふ。これが即ち政友、後の文殊院で、是より先既に兄と姉とが一人づゝ生れてゐた。兄は與兵衛政明と言つたが、姉の方は俗名を明らかにしない。その出生地は矢張り越前丸岡で、これは孫友信の親類書を始め諸傳皆一致してゐる。

ところで、この文殊院由來書の政友出生の年次については、こゝに一筆訂正して置かねばならない。垂裕明鑑はこの由來書のまゝに天正十二年として何等疑ふところがないが、由來書には文

殊院の歿年を承應二年癸巳、享年を六十八歳としてゐるから、これより逆算すると、出生は天正十四年となり、又垂裕明鑑のやうに、其の歿年を承應元年辰^壬、享年を六十八歳とすると、出生は天正十三年となつて、共に一年若しくは二年の差違を生じ、自己矛盾に陥つてゐることが知られるのである。従つてこの出生年次は改めて検討の要がある。

そこで、今新たに別の見地から考究してみると、幸ひにも確實な根據を提供する資料として、政友即ち文殊院の慶安元年六月二十八日附の書狀が見出される^⑤。その根據といふのは、實に本書狀の中に「拙老當年六十四歳ニ成申候」との一句があることで、この慶安元年六十四歳から逆算すると、問題の出生年次は天正十三年(西曆一五八五年)であることが確かめられる。従つて由來書やこれに従つた垂裕明鑑の天正十二年説はこゝに訂正されねばならないのである。^⑥

註

① 若越小誌。

② 理助家三代友良の撰修であるが、友良は文化七年正月四十

六歳で歿して居り、大體晩年頃の撰修かと思はれる。

③ 住友家の古い過去帳や菩提寺の過去帳にも政行の歿年は慶

長七年三月二十七日とあり、又この諸願書より遙かに早い

略系圖にもそのやうに記されてゐる。

④ 理助家の先祖傳書に政行を入江姓とするのは、或は之に關係あるのであらうか(尤も本書は政俊をも入江姓とする)。

⑤ この書狀(寫)の月日の上に記された慶安元年といふ年紀は、一般の例より見て追筆であらうが、この追筆の正しいこ

とは、その内容より承認される。即ち本書中には「尺迦大
師の御入滅ハすてに二千五百九十七年、先師上人の入寂
ハ三十年に及」と見えるが、之を七月三日附の深津七兵衛
宛の書狀に「尺迦大聖御入滅ハ當年。至て既ニ二千五百
九十九年におひ當り候」・「先師すてに三十二年に及玉ふ」
とあることと對照し、そして先師たる空源及意上人(後述)
が元和五年の入滅たることを思合すと、後の書狀の「當年
寅」の年は慶安三年に當り、従つて前の書狀は慶安元年の

ものとなるのである。
⑥ 因に、垂裕明鑑には政友の母の姓を淺井氏としてゐるが、
これは由來書に政行に就いて「母ハ淺井家也」と記してゐ
るのを錯覺したものと思はれる。由來書の記述は系圖の政
行の註記に「母磯野丹波守女、淺井家也」とあるのに該當
するもので、淺井家は政行の母に關係し、妻には無關係で
ある。妻即ち政友の母の出自については、これを傳へたも
のは、今のところ全く見出せない。

四 出 家

政友の幼い頃のことはよくわからない。垂裕明鑑には、政友は出生後幾程もなく、兄や姉弟と
共に母に伴はれて上京したかのやうに記してゐるが、これは甚だ不審なことである。其の上同書
には、政友の出生に先立つて父母相別れ、父は小庵を結んで之に居り、終身佛法を信奉した、と
も述べてあるが、其後弟が生れてゐることからしても、そのやうに簡單には斷じ得ない。これら
はすべて速斷と臆測とより來たことである。

由來書によると、政友は十二歳か或はその少し前頃、母に伴はれて弟の友定と共に上京したら

しい。兄や姉は一緒ではなかつた。上京の理由は示されてゐないが、父母の豫ての宿願を果たす爲でもあつたらうか。最初に落着いたのは下京の高辻通り新町を西へ入つた所であつた。

ところが、そのうち上京の晴明町に有難い法談があるとのことを聞き、母は二人の子供を連れて聽聞に出掛けた。それは五月七日のことであるが、法談が濟むと、説法の僧は高座からこの初參の母子に目をとめ、「その二人の子供は過去世より師弟の契約があるから、此の方に貰ひ受けたい。出家にしよう。」と申出た。すると母は願ふところの幸ひと即座に承諾し、自身はそれより方丈へ通つて剃刀を戴き、妙慶といふ法號を授かつた。そして二人の子供は日を改めて十五日に出家することになり、政友は空禪と名づけて血脈を傳授されたのである。これは十二歳の時であつたといふから、文祿五年即ち慶長元年（西曆一五九六年）に當つてゐる。これが即ち由來書に記された政友出家の經緯である。

然るに、垂裕明鑑を見ると、意外にも法談聽聞に連れて行かれたのは兄の政明一人で、それが出家して祐慶と稱したとのみあつて、政友には何の關係もないことになつてゐる。その餘りにも甚しい相違には驚く外はないが、政明については、由來書にも別に「摠領與兵衛政明ハ無子也」と説明して、出家のことは全く言はず、又系圖にも俗名以外の註記なく、更に理助家の先祖傳書

に、「越前丸岳住子孫不知法名祐慶居士」と註記してゐるのも、政明の上洛出家を認めないものであるから、そのやうなことは考へらるべくもない。

これは政友の僧侶としての事蹟が後世或る事情で隠没し、唯歸商のことだけが傳へられたに過ぎなかつた爲め、由來書の記述に誤傳ありとして、かゝる臆測的記述を試みるに至つたものではあるまいか。ともあれ、垂裕明鑑の柴田氏滅亡よりこのあたり迄の記述は、明らかに由來書に據りながら、可成り自由な筆法である。

さて、政友は極めて簡単に出家することゝなつたが、その出家の動機となつた有難い法談とはどういふものかと言ふと、それは涅槃宗といふ新らしい宗門の法談で、説法者は空源といふ當時三十四五歳の僧であつた。この涅槃宗のことは、從來の歴史には全く見落されてゐるやうであるが、當時の新佛教として注目すべきものである。中國では早く六朝時代に涅槃宗があり、日本へもそれが傳へられたとて、鎌倉時代の東大寺凝然の三國佛法傳通縁起には、南都大安寺の常修多羅宗をそれと解し、播州鷄足寺の南北朝時代の古記「峯相記」には、鑑眞和上之を傳へ、護命僧正が相傳したと言ひ、近來は又聖徳太子の法華經義疏に涅槃經が引用されてゐることなどから、説

がなされてゐるが、尙機が熟さなかつたのか弘まらず、何時しか絶えてしまつた。空源が説く涅槃宗とは、彼が新たに独自の發明に基き、法華・涅槃の二經を所依として、釋迦の正法を宣布すべく開立したものである。

今新らしく見出し得た數種の史料によつて空源の經歷を窺ふと、彼は正親町天皇の永祿六年大和の郡山に生れ、七歳より筆書に親しみ學道に勉めたといふことで、詳しくはわからないが、曾て俗習に染まず、諸寺を遊歴し、僧衆を友とし、ひたすら佛道研鑽に精進したやうである。然るに、たまたま十九歳の元旦に奇瑞の靈夢を得て、釋尊出家の佳例を思ひ、衆生濟度の志いよいよ深く、益々修道に勵み、自ら剃髮して空源と號した。それより清明町に草堂を結んで法を説き、三十歳の時大悟徹底して、教化いよいよ昌んとなつたのである。^②その人柄や説法の模様については、年少より日夕師に親炙してゐた弟子の空禪、即ち政友が後年自ら書き記した次の一文によつて、その大様を窺ふことが出來よう。^③

然ニ天真獨朗アレンドクロウジグツツヤウ自解佛乘セツキヤウニシテ、如來一代ノ説教ハ三百六十餘會ヨエ。卷數ハ七千余卷也ソノカミ。古

ノ諸宗高祖入藏有テ心ヲツクシ、經卷數遍總給スヘンクラセタマウダニ、義理分明ナラサル事多キゾカシ。

我師上人ハ一卷ノ紐ヲトカスシテ、文々句々道理ヲ明シ、異國ニ渡ラスシテ天竺漢土ノ

佛閣靈地ノアリサマヲ語、宗ノ門々ニ不入シテ諸宗ノ界畔ヲ分シメ給ニ、余宗ノ僧徒席ニ望テ其傳授ヲ受。眞ニ二千余過ノ大聖目前ニ來化シ玉ウカト、聞ニ信心ヲ催サスト云事ナシ。或ハ聽衆ノ見聞學知不同之億時ヲ他心通ヲ以テ一々語分サセ給ウニ、毛頭ニ入微塵モ行者ノ心ニ違ハス。是皆六神通ヲ得玉ヘル故成ヘシ。如是アリシホトニ、不招ニ貴賤袖ヲ連、遠近踵ヲ次。凡聖ヘタテナク門前ニ市ヲナシ、聞ニ煩惱ノ垢ヲス、キ、行スルニ菩提ノ心ヲウルヲサヌハ無リケリ。既ニ轉法輪ノ秀ル事上人ノ御歲三拾歲砌ヨリ弥以昌也。

さて、その教法といふのは、釋迦一代の教説のうち、「唯一乗、佛壽無量」を説く法華經と「悉有佛性、如來常住」を説く涅槃經の二經こそは、甚深微妙極終無上の法を説いた同趣一理の醍醐味のもので、末法の當世に於て衆生濟度の依經たるべきものであるとし、天台宗や日蓮宗に類似する一面淨土教的色彩も濃く、法華經二十八品のうち壽量品・普門品と共に彌陀淨土の往生を説く藥王品を重んずる點に特色があつた。又自らは法華・涅槃の二經を所依として新らしく涅槃宗を唱道しながらも、餘經他宗を等しく釋迦一佛より出た隨宜の教説教法として、それぞれの立場に於て之を認め、敢て誹謗排斥せず、包容性を有つたところにも、他宗と異なるものがあつ

たと言へる。

小仙母子が聽聞した法談といふのは、このやうな性質のもので、當時は既に相當の歸依者を集めて居り、新宗開立の熱意に燃えてゐた時とて、空源の説法は聽衆の心に強く響くものがあつたらう。殊に小仙にして見れば、夫の政行が熱心な法華信者であつたといふのであるから、始めて聽く説法ではあつたが、感銘は一入深かつたに相違ない。さればこそ唯一回の聽聞で忽ち歸依して、愛兒を託したのであつた。

其頃京都では、久しい間の亂世の後をうけて、色々な宗教運動が盛んに行はれてゐた。世人の仰望に應へて各宗各派の勸化僧が諸方に法を説き、新しい寺院が相次いで建てられて行つた。新來の天主教が非常な隆盛を示したのもこの頃である。佛教の諸宗派も互に劣らじと教線を張つた。その中で最も優勢であつたのは淨土教諸派で、中にも淨土宗最も榮え、眞宗之に次ぎ、又日蓮宗もかなりに振うた。今試みに京都坊目誌収録の寺院につき、その創建(又は再興)の年代を検すると、天正・文祿・慶長の僅か四十餘年間のものが約百六十寺(内再興十九)で、全寺院數約五百八十の二割七分餘を占めるといふ壓倒的な優勢を示し、特に慶長後半期に著しい。しかもこの

趨勢は天正以來順致されたもので、慶長以前のものだけでも約六十寺（内再興六）を數へる有様であり、その内譯は半數の約三十寺が淨土宗、十餘寺が眞宗、六寺が日蓮宗となつてゐる。これは矢張り佛教の世界觀たる末法思想に深い關係があることを示すもので、末法時代の相として教典に説かれる「鬪諍堅固」がそのまゝあてはまる戰國亂離の世相が、世人の心をはげしく揺り動かしたのであつたらう。それは曾て平安末期以來の世上の騷亂動搖の中に新佛教が次々と現はれ出したのと相似てゐる。涅槃宗も亦實にかうした風潮の中に生れたもので、新たに一宗を興さうとしたところに異彩があつた。

註

① 大阪府下寝屋川市神田の幸寺氏所藏の釋及上東流抄（東鏡）

とその異本とも見るべき東行抄、大阪市天王寺區六萬體町

の天鷲寺舊藏の開基上人緣起と涅槃寺由來記其他の古記、

及び文殊院遺文等。

治右衛門とし、又師僧としてイ形院があつたと記してゐる

が、これはいづれも誤解で、魚屋町の人は門徒を誤つたも

の、又イ形院は空源自身のことである。

③ 寛永四年八月七日附先師九回忌諷誦文の一節。

② 垂裕明鑑に及意上人の略傳を載せ、上人を伏見魚屋町の人

五 教 化

佛門に入つた政友即ち空禪は、爾來師の寵愛を蒙り、常時側近に奉仕しつゝ、日夜直接の指導を受け、専心經論諸釋の研修にいそしんだ。空禪が晩年當時を回想して「然ニ如何成我等ナレハ、若年ノ往昔ハ師邊に常隨給仕シ、晝夜ニ誠ヲ蒙ル。」と述べてゐるのは、即ちその間の消息を傳へるものである。又師眞筆の道歌の軸物に添へた慶長二十年(元和元年、西曆一六一五年)正月附の文書に「慶長第二三月ノコロヨリ水食ノ二事を斷、無言シタマフコト五七日、トキニ弟子檀越來參スルコトアレハ、紙上ニ誌テコレヲシメスコト毎日、予御面前ヲハナレス、讀誦シテ縉素ニ聞ス。」と見えるのは、その常隨給仕の一端を具體的に物語つてゐる。其他慶長三年二月六日附の師空源の口述筆記録に、^②參集の法談聽聞衆に對し、空禪をして聖教を讀ませることの見えるのも同様で、このやうに入門後一兩年にして早くも師の布教に關與したといふのであるから、その才智の尋常でなかつたこともおのづから推察されるわけである。かくて由來書にはその異常な進學振りをたゞへ、遂に空源會下隨一の弟子になつたとて、次のやうに述べてゐる。

扱上人毎日三座ヅ、ノ御説有シヲ聞玉フ書有、是ニ略ス。空禪一言ノ下ニ十言ヲ悟、夜ニ入テハ上人様御前ニ膝著、如來七千餘卷ノ内肝心ノ要文ノ所ヲ伺玉ヘハ、文句ノ義理明ニ御語有ヲ聞召故、諸釋悉御存有ル。自去師弟ノ結厚成セ玉ヒ、空禪ハ晝晝夜夜學門

ノ磨^{ミガ}セ給ニヨリ、六坊ノ内ニハ無^{ナラヒ}並白學大才^{タイサイ}ニテ、一ノ弟子ト仰ラレ、於^{ヲイテ}我滅後^{マイテ}汝ニ讓^{ヲル}ト仰有。

なほ空禪と特殊な關係のあつた大阪市天王寺區六萬體町の天鷲寺住職の書狀にも「上人ハ空禪法師ヲ二ツナキモノト親ミ愛シ、法教傳授一モ殘ス所ナシ。空禪法師遂ニ大徳ト爲リ、第二祖ノ候補ニ上ル。」とあつて、もと同寺にそのやうなことを傳へる資料のあつたことを示してゐる。

ところが、この間に於て注目すべきことは、空源が後陽成天皇の御歸依を蒙るやうになつたことである。空源の教法はその後いよいよ歸依者を加へ、遠近の緇素雲集して世に喧傳し、遂に後陽成天皇の勸聞に達することゝなつた。天皇は和漢の學より佛教其他諸藝能に至るまで御造詣深く、文教方面には特に大御心を注がせ給うた方であるが、涅槃宗の要旨を聞召されていたく勸慮を傾けさせられた。そこで當時の佛教界の長老たる相國寺の承兌をして更に之を吟味せしめられたところ、承兌も佛法の正説であると奉答したので、こゝに佛法を紹隆せしめ國家安全寶祚長久を祈り奉るべき綸旨と、宸筆の涅槃寺の勅額とを下賜され、その綸旨には及意上人と勅許遊ばされた。時に慶長七年(西曆一六〇二年)三月十五日で、空源は四十歳、空禪は十八歳であつた。これより空源は御召により屢々參内して法談を申上げ、葭屋町一條上ル晴明町を拜領して、北城金

光山涅槃寺と號し、法化いよいよ盛んとなつたのである。次いで慶長十八年正月には、空源の長子空尊も新帝後水尾天皇より同じく勅願の繪旨を賜はつて、是れ亦臺玉上人の號を勅許され、更に宸筆の釋迦の名號をも下賜された。従つて引續き皇室の御歸依を得てゐたわけで、このやうな點から見ても、空源及意上人が尋常の僧侶でなかつたことが知られよう。^④

空禪は恰もこのやうな師法の興隆期に入門して、晝夜に親しく師の偉大な教化を眺め、深奥な垂教を蒙つたことであるから、その信仰の極めて厚く、それだけにまた進學のたゞならぬものゝあつたことが想像される。かくて早くより師を輔けて有縁の衆庶の化導に當つてゐた。その間の詳しい消息は明らかでないが、前述のやうに、既に年少より師の教化に關與し、後には宗内隨一の博學大才を謳はれるやうになつただけに、その活躍は恐らく目覺しいものがあつたらう。今日大阪府下寝屋川市神田の一舊家に傳はる慶長十七年七月九日附の書狀の寫などは、^⑤ たまたまその一端を示すもので、當時空禪は二十八歳であつた。此の書は涅槃經第六の文を擧げて、佛の世に出づること難く、人身は得難く、佛に値ひて信を生ずることの亦難きを説示したものであるが、中にも信の問題を説くこと最も懇切で、甚だ注目すべきものである。

ホト
佛ニアイテ信ヲ生是事亦難トハ、善知識ニアキテ佛法ヲ聽聞スルトハイヘトモ、アル

イハウタカイ、或ハヲコタリ捨、眞實ノ行者マレニシテ、往生ヲ得者マレナルユヘニ、善導ハ千中无一万不生ト釋シタマフ。故ニ信ヲ生事カタシト文ニアリ。信力第一ノ肝要也。文字ヲシラテ流轉スルトモ、愚痴ニテ往生セヌトモナシ。信心カケヌレハ往生ハセヌ也。コノ故ニ親鸞ノ釋ニ必以信心爲能入トアリ。コレモカナラス信心ヲモツテヨク入ナレハ肝要ナリ。

一 當上人御詠歌ニ

當世ノ人ノタウトフ佛法ハ

佛師ト大工繪屋ト薄ヤト

此御歌誠成カナ。今ノ代ハ佛法ノ道理ハワケテ大ナル寺ヲ立、木像ヲスヘ、薄ヲヌリ、エヲカキ、經ノ理ヲシラヌサヘヲカシキニ、アマツサヘフジラツケ、打ナラシスル。ヲカシキカナ。ヲカシキカナ。出家サヘカヤウニ迷タレハ、末々ノ凡夫迷モ道理カナ。道理カナ。來世ハ无間ノスモリナルカ故ニ、傳教大師秀ノ下卷ニ、雖贊法華經還死法華心トノヘタマフ。今ノ世ハ法華經ヲ今生ノ祈ニヨム。大乘沈理大事ヲコロスカナ。コロスカナ。案給ヘ。文字バカリヨミテ義理ノ分別ヲシラヌ法師、天台大師止觀ノ五卷ニ闡證禪師誦

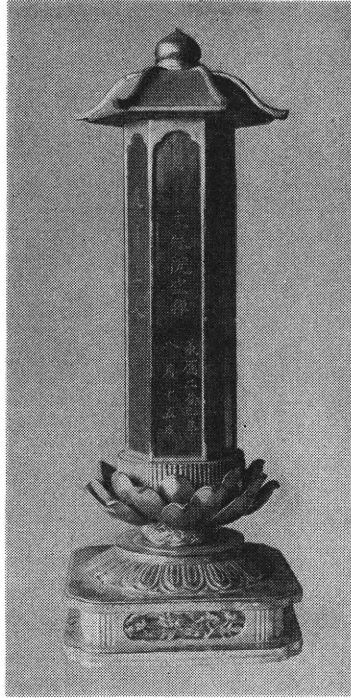
文ノ法師ノ佛法シラヌ者ト説タマフ。ヲソラクハ出世ノ道師ニアハテ後生ヲタスカラン
トヲモハンハ、家ノ内ニテ虎ヲコロサントヲモフガゴトシ。尺迦ノ時代ノ者ハ尺尊ニア
イテ往生ヲ定、日蓮ハ其代ノ者ヲミチビキ、今ハ今ノ知識ナリ。能々唯今ノ御教ヲタツ
トミタマヘ。カヤウニカキシシ候事、此度ノ信ヲ定メタマヘト云事ナリ。カマヘテ文
ニカ、リテ大事ヲワスレタマフハ、枝ニ花コノミシゲリテ、ヲノレトソノキノカル、ガ
コトシ。知恵ナクシテ學ヲモトムルモカクノコトシ。

これが信について諭したところで、信の肝要と眞實の信を教へることこまやかであり、當時の
一般佛教界の形式主義を批判してあるのも面白い。そして及意上人を「今ノ知識」として、釋迦・
日蓮とならべてあるのは、別に「佛ノ世ニ出タマフコトカタシト説タマフハ、ホトケハ出世ノ善
知識ヲ云也」とあるのと對照して、深く味はふべき言葉である。

一方また大阪の天鷲寺住職の書狀には、京都及び大阪の涅槃寺造立について空禪法師の功大な
るものがあつたと述べてあるが、その大阪の涅槃寺の後身たる天鷲寺の及意上人の木像の前に安
置された六面寶幢形の位牌に、上人を中央にして左(向つて右)に文殊院空禪右に臺玉上人と並べ
刻し、又寶曆年間の同寺過去帳の十五日のところには、後に涅槃宗と關係が出来た輪王寺宮崇保

院公寛法親王に次いで、文殊院空禪の名を記し、特別の取扱をしてゐたのは、大いに注目すべきことであらう。惜しいことに、これらは寺院もろとも昭和二十年三月の戦災に失はれたが、これによつてもその活躍のほどが偲ばれるのである。

ところで、右の空禪の上に冠せられた文殊院といふ院號は、こゝに簡単に觀過し難い。これは



天鷲寺安置位牌

空禪法師が可成り早くから稱してゐたものと見え、前記慶長二十年(元和元年)正月附の文書にも既に見られるのであるが、法師がこのやうな稱號を許されてゐたことは一考に値しよう。

更めて説くまでもなく、文殊菩薩は佛敎に於て智慧の權化とされてゐるのであつて、「理趣經」を見ると、法界に證入するには文殊菩薩の勸發と普賢菩薩の行願によるべきことが説かれてゐる。これが釋迦を祀るに文殊・普賢の二菩薩を脇侍として配する所以で、後の涅槃宗の寺院では、本尊として常にこの三尊配置の形式をとつてゐるのである。更に又具體

的な文殊菩薩の姿としては、「文殊師利般若涅槃經」に、文殊菩薩は釋迦在世の時舍衛國の梵德婆羅門の家に生れ、釋迦に隨つて出家得道し、その教化を輔けて大乘法門の闡揚に努めたと説かれてゐるが、これらのことを思ひ合すと、宗門内での空禪法師の立場が文殊菩薩に比擬されるものゝあつたことが感じられる。何故なら、涅槃宗に於ては宗祖を釋迦の再來と見て居り、これに對する空禪法師の博學宏智と勸發輔佐の功は、右にその一端を窺うた外、以後に順次述べる通りだからである。この宗祖を釋迦の再來と觀てゐたことは、諸種の史料から考へられるが、特に及意上人傳の一本「東行抄」^⑥などには「上人ハ大聖釋迦ノ御再來」と明記して居り、又播州網干地方の門徒の末裔では、「如來様」とも稱してゐるのである。このやうな點よりすれば、法師が特にかゝる院號を許されてゐたといふことには、それだけの意味があつたとも解されるであらう。

こゝで一筆附記して置きたいのは空禪法師の結婚である。涅槃宗は淨土眞宗と同じく僧侶の妻帯を認めて居り、宗祖も早く妻帯して二男一女を設けてゐた。空禪法師の結婚の時期は明確でないが、二十歳餘りの時であつたらしい。^⑦配偶者は伊丹紹拙齋の息女であつた。紹拙齋は初め刑部少輔と稱し、攝津の伊丹を領した名家の人で、何時の頃かの戰に重傷を負うて歩行の自由を失ひ、

大阪の町屋に引籠つたが、舊縁で諸大名から合力米を贈られ、殊に竹中采女・黒田筑前・有馬玄蕃・稻葉壹岐・片桐市正・伊丹因幡等とは入魂であつたといふ。そして後に生れた男兒は豊臣秀頼の臣森宮内の養子となつた。^⑤このやうな家と姻戚關係を生じたことは、住友家が後世丸岡城主と言はれる程ではなかつたにしても、また相當な士分の家であつたらうことを暗示するやうである。しかも空禪法師が大阪の住人と縁を結んだといふのは、大阪の涅槃寺の建立に關係した事實より見て、伊丹家が涅槃宗に歸依し、その信仰を通じて結ばれたものと思はれる。そしてやがて一男一女が生れた。

註

- ① 慶安三年八月七日附の先師三十三回忌諷誦文。
 ② 大阪府下寝屋川市神田の幸寺氏所藏。
 ③ 明治二十九年七月同寺梵鐘寄進の件に關する住職羯磨書證
 ④ 前項「出家」の註①の史料による。
 ⑤ 竹長右衛門宛。竹は竹内・竹田・竹中等の略である。
 ⑥ 前項「出家」の註①に述べたやうに、大阪府下寝屋川市神田の幸寺氏の所藏本で、釋及上東流抄と共に新たに發見し
 たもの、その撰述年代は内容より見て、末尾の一部を除き寛永四年より十一年迄の間と考へられる。
 ⑦ 空禪法師の子女二人の中兄政以の享年は不明であるが、妹生蓮妙意の享年は住友本家の過去帳に廿四歳、菩提寺大阪久本寺の過去帳と理助家の先祖傳書に二十九歳とある。そこで歿年寛永十五年から逆算すると、元和元年又は慶長十五年の出生となる。又後述のやうに子息政以の妻龜女が元和七年に十三歳であつたとすると、その出生は慶長十四年

で、夫の政以はこれより年長であつたらう。一方空禪法師

婚が二十歳餘りと推定される。

は慶長九年に二十歳である。これらの點より見て、その結

⑧ 伊丹紹拙齋の孫森周三の先祖書。

六法 難

然るに、新らしい宗教宗派が興隆する場合には、とかく既成の教團より嫉視迫害を蒙り勝ちなもので、これは古今東西殆んど例外がないと言つてもよい。涅槃宗の場合も矢張り同様であつた。及意上人の道譽が漸く高く、都鄙の貴賤これに歸嚮するものが益々多くなるに伴ひ、諸宗の反感が次第に高まつて來た。しかしさすがに皇室の御歸依を憚つて、後陽成院の御在世中は未だ左程のこともなかつたが、元和三年(西曆一六一七年)八月の末に院が崩御遊ばされると、こゝに諸寺の衆僧は機逸すべからずとなし、武家の力を借りて破却せんものと評定一決して、涅槃宗は魔宗なりと所司代へ嗾訴した。及意上人の傳記「釋及上東流抄」^①にはこの間の有様を次のやうに記してゐる。

然ルニ廣智廣學ノキコエ世ニカクレナケレハ、我慢偏執ノ族ヤ、モスレハ虎口ノ讒言ヲ
クワエ退ントス。然レトモ大上皇帝ノ綸言ヲ憚テ、御存生ノ内ハ其分ニテ有ト云トモ

大上天皇御惱ナウホトニ臥フサセ玉イ、幾程イクホトモナク無常ノ風ニサソハレ給ヒテ、元和元第三ノ歳八月廿六日午コク刻ホウキヨニ崩御ナラセ玉ウ。哀ナルカナ。泉涌寺センユウニテ葬ホウムリ奉ル。其後諡名シ奉リ後陽成院トシ申ケリ。國土ノ愁民ウレユタミノ歎ナゲキ誠ニ筆ニモ盡カタシ。中ニモ及意上人ハ一人ト頼思召佛法守護シユゴノ帝ニ後サセ給ヒテ、御歎深カルラント御心底テイヲ察サツシ奉リヌ。然シカルトキハサタメ則サツ定テ餘宗ヨリ法却ギヤクヲ招マネカント面々覺悟仕リ候處ニ、案ノ如ク、其年モ過サルニ、諸寺ノ衆僧シユソウ評ヒヤシヤウ定シケルハ、涅槃ネハシクワカク廣學ノ大智トリヒシカンヲ拉事、面々小智フンサイノ分齊ニ叶ヘカラス。然ハ都ノ所司代ニ申コミ破却スヘシトテ、各評定一同シテ、板倉伊賀守殿ニ申コム

時恰も徳川幕府の宗教政策の確立期に當つてゐて、天主教の禁壓が強化され、佛教の各宗各派に對しても、法度を制定して監視の目が注がれてゐた際に、及意上人が自解佛乘を標榜し、獨自の新法を唱道して、皇室の御歸依を得てゐるといふのであるから、これはたしかに所司代としては問題とすべきものであつたらう。時の所司代板倉伊賀守勝重は、曾て僧侶として三河の一寺を住持したこともあつたから、佛教には一應通じてゐたわけであるが、宗教問題は又格別微妙なもので、かうした場合必ずしも公平な處置が期待出來ない。却つて所屬の一宗を支持するため、他宗殊には新宗派に對しては、寧ろ反感を懷き勝ちだとも言へる。又一つには職掌柄都下の治安維

持といふ立場もあつたからであらう。遂にこの嗾訴に動かされ、涅槃宗は新儀を立てるものだと理由の下に、堂宇を破壊し僧侶を都外へ追放しようとして企てた。即ち東流抄には前掲の文に續けてかういふ風に述べてゐる。

コハ如何ト思食ケレ共、讒者ハ雨ノコトクナレハ、實否ヲ糾ニ及ス。其年ノ十一月十五日ニ申カケラレ、日々ニ使立、再三ノ理ニ及ト云トモ、濁惡末世ノ習トテ、帝ノ綸言ヲモ怖ス。度々ノ勅使ヲソムキ、正法ノ一理ヲモ聞分ス。セウレツノ批判ニモ及ハスシテ、十二月二日ニ草堂ヲ破却ス。加之都ノ中ヲ追放スヘキヨシ風聞ス。

こゝに「度々ノ勅使ヲソムキ」とあるところを見ると、後水尾天皇も所司代の處置を御不満に思召され、これを制止されたに拘らず、皇室の權威弱くして、本意を遂げさせられるには至らなかつたのである。一方この間、及意上人の方でも、直接自宗の立場を辯明してこの難を拂はんものと、空禪法師を伴うて所司代を訪ねたことがあつた。天鷲寺の開基上人縁起^②には、この時法師が専ら所司代と應對したとて、その有様を甚だ興味深く描寫してゐる。

サルホトニ、サマ^トノ難シ申サレケレバ、上人モコノ難ヲヒラカント、空禪一人ヲ召ツ、
レニ條ヘアカラセラレケル。上人ハ障子ヲヘタ、テヲハシマス。空禪マカリ出テ申サレ

ケルハ、涅槃ノ宗旨新ナリトイヘトモ、ソノ法理タ、シクシテ、世尊無上ノ法門法華涅槃ノ説教也。シカルニ諸宗ノ僧徒我學力ノ不及事ヲソネミ、公ニ讒訴スルナルヘシ。ソノウヘ私ニトク法門ニテモナシ。帝王ノ叡聞ニ達シ、御許容ノウエニテトク法門ナレハ、タトヘ八宗九宗千百ノ理ヲ以テ難論マフストモ、一句ヲ以テ萬理ヲ申アキラメント、ハハカル所ナク申ケレハ、所司代何ノイラヘモナク、ソレニ御入候ハタレソトトハレケル。アレハ我師上人ト答ヘケレハ、弟子サヘナミノモノナラズ、マシテハ師ニアハハ中々ニ理ニセメラレナント思ハレケルニヤ、トカク江戸へ御下リアツテ上聞ニ達シ、申ヒラキ玉ヘトテ、理非サラニキ、ワケス。云云

これがその敘述で、空禪法師が及意上人の高弟として、涅槃宗内の如何に大きな存在であつたかがよくうかゞはれよう。

さて、かくなつては、最早京都で事の解決は望むべくもない。そこで止むなく江戸へ下つて本望を達しようとしたところ、所司代の方では遠流の處置をとり、守護の武士を添へて護送するといふ有様である。この時上人に隨從したものは重立つた弟子數人で、空禪法師はもとよりその筆頭であつた。時に上人は五十五歳、法師は三十三歳である。

一行は歳も暮れなんとする十二月二十六日に京都を發ち、正月を旅中三河の岡崎に迎へて、十一日江戸に着き、吳服町に宿した。當時一同の心情は「縱令如何なることがあつても、師弟相離れず、この法門故に害せられるとも、もとより悔ゆるところではない。佛祖の跡を繼ぎ、末代惡世の鑑にならう。」と堅固に思ひ定めてゐたのであるが、翌十二日ともなれば、理非もなく引離され、分れ分れに御預けの身となつた。^③

かくて愈々十六日、上人は上意により鎌倉の諸學僧、道春・永喜・閑濟等の儒者、奉行・大名等列座の中で堂々自宗の立場を陳述した。「釋尊一代の諸經は七千餘卷、そのうち各々志すところの證文を抜き出して自宗の本懷とし、宗を立てることである。元來釋尊は無師得道で、その教法を何宗と名乘られたわけではない。たゞ末代の學者が衆生の機根に應じ、隨縁の風儀として、宗々の手段をかへて濟度するだけのことである。それ故天竺には千宗唐土には百宗本朝には十宗と分れてゐる。この外に新儀に宗旨を立てることが邪法であるといふ仔細でもあるのであらうか。況や我が宗は釋尊出世の本懷たる法華涅槃の二經を所依とし、勅許を蒙つて説く法門である。しかも餘經他宗を誹謗することもない。總じて佛法の相承は法理に徹するを本とする。それ故に唐土の諸師も經卷相承を以て宗法を開演された。これ依法不依人の弘通である。」これが東流抄やそ

の異本東行抄其他の傳へる上人の論旨で、舌鋒甚だ鋭い。

そこで一座もその説くところに服したかに見えたが、なほ取調の要ありとて、簡單には歸洛を許されず、師弟は諸方に留置或は配流されることゝなつた。東流抄にはこの拘禁の有様を次のやうに記してゐる。

イヘモシカリトイキトホリフカク
 雖^レ然^ハ憤^ニ深^シテ自^レ余^ノ實^ヲ否^ラ聞^クタメ、及^テ意^上人^ハ酒^井雅^樂頭^殿預^リニテ、守^護ノ
 武^士ヲ相^添下^屋敷^ニ留^置。配^所ト云^ヌハカ^リ也。空^禪法^師ハ土^井大^炊殿^預ニテ、下^總國^佐倉^ト云^所ニ流^シ置、空^位法^師ハ安^藤對^島守^殿預^也。幡^州ノ住^人空^越法^師ハ本^田上^野守^殿預^ニテ、下^野國^宇津^宮ト云^所ヘツカ^ハス。森^惣兵^衛尉^ハ俗^人ナ^レ共^コ黠^故ニ酒^井備^後
 守^殿預^ニテ、神^田ノ屋^敷ニ置^ケル。

これによつて、空禪法師が下總の佐倉に配流されたことを知ると共に、又法師が及意上人に次いで弟子の筆頭に記されてゐることにより、おのづから其の地位をも窺ふことが出来る。空禪法師の書狀に其後元和五年八月廿四日附で上方地方の門徒へ宛てたものがあり、文中自身が配處に在り、其の地が「サクライ」なることを記し、其他にも同地が江戸よりは遠路廣野を凌いで行くと言はれながらも、一日行程の地なることの推測せられるものがあるが、この「サクライ」とは

即ち佐倉のことであらう。

空禪法師の配流中の生活に就いては、直接これを知るべきものがない。併し法師の書狀其他によつて推測するに、其の拘禁の程度は相當寛やかで、外部との通信往來にも便宜を得てゐたやうである。東流抄に一行拘禁のことを記した後、「世ハ澆季ニ及フト云トモ、神國守護ノ故ニヤ、別條有間敷ヨシ天下ニ風聞ス。道理立ヌル故、守護ノ武士共俄ニ渴仰シ奉ル。」と言ひ、或は「カル流入ト成セ給ヒテモ、正法ノ不思儀ニヤ、國中ノ人々貴賤群衆^{イヨクサカシ}弥繁也。」と記して居り、又別に上人の著「極樂莊嚴記」の古寫本の奥書には、本書が酒井雅樂頭の妻室に書き與へたものとの傳へを記してゐる。このことに關聯して注目されるのは、天鷲寺の開基上人縁起に上人の取扱に就いて述べた次の文である。

時ニ上人言上シケルハ、涅槃ノ宗旨ユメ／＼私ノ沙汰ニアラス。世尊一代ノ聖教ヲ以テムネトシテ、既ニ後陽成院御在位ノトキ、法門ノ旨趣勅問アリシニヨリテ奏聞申ダテマツリ、正法最勝タルノ論言ヲ蒙リ、衆生ヲ教化スルトコロ、余宗ヨリ逆難ヲナシ、コノ論席ニ及ソフロフ。コノウヘハ法ニ御ウタカヒモ候マシ。イカヤウニモ上意ニマカセ申ヘシトノ玉ヒシカハ、一座ノ大名小名モ、イト、殊勝ニヲモハレケル。ヤカテ御イト

マ玉ハリテ、宿所へカヘラセ玉フアトニテ評定アリシハ、イカサマニモ一切經ノ文々句々ソノ理一々アキラカニシテ、諸宗僧徒ノ難題一トシテ申アキラメストイフ事ナシ。ナニサマ伊賀守ガ構利ニテソアラント申ケル。シカシナカラ、直ニノホセテハ所司ノ一分タ、ザルニヨリ、マツシハラク酒井雅樂頭殿へ御アツケナサレケル。雅樂頭上意ニマカセサマ〳〵御馳走申サレケル。ソノウへ上人ノ御法正法ウタカヒナケレハ、早速御上落アルヘケレトモ、サソフラハ、所司代切腹仕リソロユへ、御慈悲ノ上ナレハ、シハラク當所ニ御逗留アリテ、時節ヲランマチサムラヘカシト、サマ〳〵ナクサメタテマツル。上人モ御ヨロコビマシ〳〵テ、愚僧儀ハイカヤウニナリテモクルシカラシト仰ケル。マタコレニハカリ御入候テモ御氣ツマリニモソロラハン、町方へ出サセ玉ヒ、スコシ御ナクサミソフラヘトアリケレハ、上人トモカフモトテ、増長寺エ御入ナサレ、ヨリ〳〵御法談シ玉ヒシニ、又江戸中群集ヲナス。

右の所司代との關係は果して何處まで眞を傳へたものか、涅槃宗側の臆測も加はつてゐるかも知れないが、兎に角これらによつて、上人の拘禁が可成り形式的であつたことが窺はれよう。そして上人のかゝる立場は、其の高弟たる空禪法師に於ても、亦相似たものがあつたことを想はし

める。事實又其後法師が上方各地の門徒に宛てた書狀の中に、「度々の御見舞殊更毎度の御音信書付之如く上ヶ申候。次に我等方への御心付是又度々難申盡存候。」と述べたものがあつて、上方門徒との交渉相當に繁く、且つ又師上人との連絡も容易であつたことが察せられるのである。

然るに、かうして空しく月日を送るうち、不運にも上人は翌五年の六月下旬より病床に就き、遂に八月七日五十七歳を以て歸寂したのである。勿論この悲報は逸早くその翌日には配所の空禪法師の許へ届けられ、次いで一週間目には詳細な報知があつた。^⑤法師の驚愕悲歎が如何ばかりであつたかは、言ふもなかなか愚かであらう。「佛法の興廢此の時にあり。」これが實にこの時に於ける法師の歎聲であつた。かくてこの際宗門の中心人物として當然考慮すべきは、宗門の將來を如何にすべきかといふことで、法師はこれに心を碎いた。そこで早速筆を執り、空悅・空波兩法師を始め、江戸の門徒に宛て、書狀を認めたが、それには今後に於ける門徒の心構が懇切に説かれて居り、行文の間に宗門の長老たる風格がおのづからよくあらはれてゐる。

悲哉。及上人毒乱邪風の世に生させ給、今又涅槃の大燈正に消なんとすると、二度醒
翻の光を北城金光山に可挑。臺玉上人先師の遺教少も乱し給ハジ。然シカラバ涅槃の教法など
か可レ不立哉。經文ニ曰、佛を無上の寶とす。無佛時ハ菩薩を無上とす。菩薩なき時ハ

聲聞緣覺を無上とす。聲聞緣覺なき時ハ得定の凡夫を無上とす。譬ハ眞の金なき時ハ銀
 銅等をも寶とする也。及上御座さらん時ハ臺玉上人授法の大師と可思召。近事を思に、
 傳教大師ハ御年五十六歳にて入滅なりけれども、慈覺大師智證大師台教を弘め、終に今
 の代まで盛なり。源空上人入寂し給ても、聖光善惠安樂坊等皆淨土の教を弘て、末代に
 是又繁昌せり。日蓮上人六十一歳にして滅しても、日藏日朗等一乘妙典を諸國に弘、親
 鸞元販有ても、如信其跡を續。是を以て可知。臺玉上人寶座の塵を拂玉ハ、行者爭往イカデカ
 生を遂さらん。釋迦如來法を説給へば、五天竺の大王多の長者守護し供養して法を立給
 ふ。傳教台教を弘れハ、桓武天皇力を合せ、弘法密教を瑩ミカクバ、嵯峨帝御助成有、源空易イ
 行念佛を興すれハ、月輪禪定敬護と成。今又各の力を且ハ頼候そ。日蓮の曰、正法を持
 てる智者ハあれとも、檀那なけれイカデカバ爭可弘イカデカと也。佛法の興廢有此時に。京都へ便宜候
 者、臺玉上人様へ御力を付られ被下候事千萬頼入候。此方よりも如形申上候。

これはその十六日附の書狀の末尾であるが、次いでまた約十日後の八月二十四日には、幸便に
 託し京都・大阪・堺・播州・紀州の門徒に宛て、書狀を書送つた。これは東流抄と對比するに、
 上人の遺骨遺物等の歸京の便に託したものと考へられる。又その五地方の同行衆は、當時の涅槃

宗門徒全般を指したものはなし難いが、少くも法師と特別の關係にあつた地方であらう。⑥
て、これまた前と同様今後に於ける信仰上の心構を懇切に説いたもので、其の文中「悲哉。今及
上人の弟子等皆以淺智短才也。如何として醍醐の樓門を開き、有縁の衆生を涅槃の寶座へ引入す
べき。歎所ハ此一時に極りたり。」と悲痛な叶びをあげ、さてまた「及上人圓寂の後は臺玉上人是
亦授法の師たるべし。釋迦如來靈山法華寶坐之金言跋提涅槃の最上乘虛言なくんば、其跡を弘及
上人争か虚言し給ふらん。及上人の説教誠ならば、臺玉などか邪法を勸給はん。佛道修行の功德
他の爲にあらず、往生の一道ハ信心に依べし。信心怠り惡道に墮在し、後悔し給ふな。」と切言し
てある。こゝに法師の烈々たる宗教的熱意とその宗門内の中心的地位とがよく窺はれよう。

かくて及意上人歸寂の後は、江戸の涅槃宗門徒の指導者はおのづから空禪法師となり、門徒は
直接配所を訪れ、或は書狀を通じて化導を仰いだ。その間の消息は前記八月十六日と二十四日附
の書狀に次ぐ同二十七日・九月朔日・同十四日附等の書狀によつても略々推察される。

ところで、こゝに注目されるのは、その門徒の有力な一人に岩井善右衛門正次がゐたことであ
る。正次は後に永田と言ひ、徳川家直參の士で、⑦早くから涅槃宗に歸依し、法師とも親しく、信
心殊に篤かつたところから、慶長二十年(元和元年)正月法師秘藏の師上人直筆の和歌の一軸を譲られた

ことがある。江戸の住人がどうして涅槃宗に歸依するやうになつたか、その経路は明らかでないが、^⑧今度の及意上人の江戸下向を縁として入信した人々も少くなかつたことは、前掲東流抄の文によつても知られ、この頃には相當數の門徒があつたらしい。岩井善右衛門の外上津伊右衛門・神原長右衛門・品川與左衛門・日本橋助左衛門・淺草久太夫・藥師道意等はその主立つた人々として、法師の書狀にその名が見えてゐる。その中でも岩井夫妻は格別信仰篤く、法師の配流中何かと交渉があり、かうした親しい關係から、その一女龜女は間もなく十三歳で法師に伴はれて都へ上り、法師の長子政^{まさと}政以に嫁ぐことゝなつた。^⑨

註

- ① 大阪府下寝屋川市神田の幸寺氏の所藏で、新たに發見した
及意上人の一代記である。その奥書には「元和五曆己未十
一月七日書之」とあつて、上人の寂後僅か三ヶ月後のもの
であることが知られる。その外題には東鏡とあるが、吾妻
鑑(東鑑)との混同を避け、内題の「釋及上東流抄」を採る
ことゝした。

② 本書の奥書に「釋及海慎日、于時享保十七壬子七月十五日」とあつて、その撰述年次は比較的新しいが、文は文

- 殊院筆の寛永四年の先師上人九回忌諷誦文を根幹としてゐて、右の諷誦文を一字一句そのまま、取入れたところもあり、古記によつて記されたものであることが知られる。
③ 以上東流抄による。尙以下特に史料を擧示しないものは同書によることが多い。
④ 幸寺氏所藏本。

⑤ 元和五年八月十六日附空禪法師書狀。

⑥ 五地方と江戸の外、當時門徒の存在したことの明らかでない

に、攝津川邊郡の荒牧、北河内の神田、近江東淺井郡の川道等がある。尙三河と北九州地方への波及の時期は明らかでない。

⑦彼の妻は家康の御局頭の女であると文殊院の曾孫友房の先

祖聞傳書に見えてゐる。

⑧友房の先祖聞傳書に正次は元來山城の八幡の産であつたことが見えるから、彼は或は入信後に江戸へ移つたのかも知れないが、その間の事情は明らかでない。慶長二十年正月の文書には既に「武藏ノ國江戸ノ住」と見える。

⑨友房の先祖聞傳書と元祿十年の春貞尼追善詩歌集。

七員外沙彌

折角興隆の運にあつた涅槃宗も、最大の外護者後陽成院を失つては、忽ち法難に遭ひ、宗祖上人の偉力により、辛くも苦難を克服して、復興の日を迎へようとしたが、圖らずも中心の宗祖自らが歸寂した爲め、前途は俄に暗雲に蔽はれ、門徒の悲歎譬ふべくもなかつた。ところが、この時に當つて、涅槃の法燈護持のため、有力な救援の手が差し延べられて來た。それは當時の佛教界の第一人者として將軍家の歸依殊に篤かつた天台宗山門の執行天海僧正の巨手である。

是より先、天海僧正は後陽成院の御歸依を蒙り、屢々參内して御問法に答へ奉つたが、院は涅槃宗に對する他宗の壓迫を御軫念遊ばされ、曾て僧正に對しその庇護について特別の御内旨を傳へられたといふ。即ち天鷲寺の開基上人緣起には、上人歸寂の記事に續いて、「ソノサキ後陽成院

御在位ノ時、南光坊ノ僧正天海參内セラレシニ、ミカト涅槃ノ法門ノ事ヨロシクハカラハルヘキトノ勅ヲウケ、シサイアルヘカラス。叡慮ヤスカルヘシ。ト勅答申アケル。」と記してゐるが、同寺の涅槃寺由來記には、この間の消息を更に詳しく、後陽成院は及意上人の法門に對する他宗の噉々たる誹謗が、その自學得道を唱へ、「師承なき新法」と目される點にあることを御軫念あらせられ、上人を召して、天海僧正より血脈を傳受すべきを諭され、又天海僧正にも御旨を傳へ給ひ、かくて上人は勅を奉じて天海僧正に面談を遂げ、兩者の間に諒解が出來たが、血脈傳受の事延引する間に後陽成院の崩御に遭ひ、遂に法難に逢着するに至つたものであると述べてゐる。これは實に東流抄の上人師弟東國下向の條に、「爰ニ空澄ト云シ法師ハ、上人ノ代僧トシテ、一兩日先立テ下野國日光山ニ登ル。山門之執行天海大僧正ニ御對面ヲトゲ、佛法決託ス。異儀ナキ也。」とあるのに相對應するもので、こゝに涅槃宗と天海僧正との特殊な關係が窺はれるわけである。そこでこの涅槃宗の悲境に於て、僧正が斡旋の手を差し延べ、及意上人の遺教であるとして、涅槃の宗號は天台宗に預け、法味は二世の臺玉上人より末世有縁の衆生へ傳へるといふことになり、新たに天台宗三明院門流と稱することゝなつた。東流抄の異本とも觀るべき東行抄には、之を次のやうに述べてゐる。

乍去上人不思議因縁ノ深キ事ニヤ、御遺教ニ我滅後宗號ハ台門ニ入、法味ハ臺玉ノ血脈傳受、未孫有縁ノ衆生ヘ傳嗣スヘシトノ御未來記マテニ書遺サセ玉フ。中略 當時ハ臺

玉故上人ノ遺教ニ任セ、信心堅固ニシテ涅槃ノ法燈ヲ挑ゲ、大乘微妙ノ深理ヲ相續シ玉ヒ、台門天海僧正ト御法意ヲ合セ玉ヒテ、涅槃ノ宗號ハ天台宗ヘ預カラセ玉イ、法味ハ臺玉ヨリ末世有縁ノ衆生ヘ傳法有ルヘキヨシ、然シナカラ、宗門ニ勅許 台命ノ許容アレハ、涅槃ノ遺跡廢スル事ナカレト。是ヲ以テ涅槃寺ヲ大覺院ト書誌シテ、臺玉上人エ示與シ玉イ、并ニ江州滋賀郡上坂本ニ於テ一處ノ地ヲ賜リ、則小寺ヲ造營シ、大覺寺ト號ス。是ヲ聞テ都鄙ノ門檀坂本ノ大覺寺ニ詣ス。

かくて、この三明院門流の爲に、江州坂本に大覺寺が建立されたが、その地は實に元和元年僧正が後陽成院より殿舎を賜はつて創立した法勝寺(後の滋賀院)の門前で、寛永三年に起工し、翌四年に上棟を終へたのである。^③ しかもまた僧正は、其頃臺玉上人の弟を引取つて弟子とし、これに賢海と名づけ、後にその開創にかゝる江戸の東叡山寛永寺の一院として、屏風坂に三明院を建てしめた。上人の孫念海法印の手記に、「臺玉上人之弟賢海法印ハ、八歲之時父及意逝去、十五六歲之比迄臺玉一所ニ罷有、十六七歲之比江戸ヘ罷下、東叡山南光坊慈眼大師之御弟子ニ成申度由

申上候得者、大師被仰候へ、後陽成院様勅定として、及意上人跡、迄執持之様、と勅定被成候故、大師之弟子ニ被成、天台宗之寺院造立可有由にて、東叡山屏風坂御門前之内ニ寺地致拜領、則寺造立仕候。」と見えるのがそれである。^⑤のみならず、又更には及意上人が開創した大阪の天鷲寺・堺の光澤寺・攝津荒牧の豊學寺・近江川邊の東雲寺等は、いづれも僧正が一時開山といふことになつて、門徒に血脈を授け、後には坂本の大覺寺と共に悉く賢海へ譲り與へた。^⑥此等のことはすべて及意上人の教法に對する外部からの迫害を封ずるためであつたと思はれる。

かくて涅槃宗は外装を新たにして存續することゝなつたが、一代の傑僧天海僧正がかくも涅槃宗を庇護したといふのは、甚だ注目すべきことで、それはもとより後陽成院の御遺託に應へ奉るためであつたとはいへ、又自らも及意上人とその教法に認めるところがなければ、これほどまでのことはなかつたであらう。

このやうな次第であつたから、空禪法師が配流を赦免されたのも比較的早かつた。その時期はなほ的確にはわからないが、元和七年(西曆一六二一年)頃には既に歸洛してゐた。それは曾孫友房の先祖聞傳書に、法師が岩井善右衛門の女龜女を貰ひ受け、同道で登京した旨を記してゐるのに對し、別にその時の龜女の年齢を「十あまり三の比ほひ」と傳へるものがあるところから知ら^⑧

れるので、同女が元祿十年八十九歳で歿したことから逆算すると、十三歳は元和七年に當るのである。しかし明確に十三歳といふのでもなく、十三歳頃といふのでは、この元和七年も確定せず、従つて又この龜女の登京も、果して法師の配流赦免による歸洛の際であつたか否かも、遽には決定し兼ねることになる。これに關聯してこゝに注意に上るのは、元和三年二月廿六日附のものとして傳へられる法師の書狀の寫である。この書は元和三年の年紀にも拘らず、その内容には法師が故上人に對して慣用した「先師」といふ用語が見えてゐる點から、當然上人寂後のものとすべきで、従つてそれは元和五年八月以降のものであり、元和三年は何等かの誤りと考へられる。すると、元和は十年の二月で終るから、それまでの間で三年と誤り易い年と言へば、六の草體が三と似てゐることより見て、先づ六年といふことになるであらう。若し果してさうならば、この書狀の追書に、「近日播磨へ下申拵ニ急々書申候」とあつて、既に上方にあることが示されてゐるから、その赦免の時期は更に遡つて、元和六年二月以前と考へられることにもなる。

ともあれ、かうして法師の配流赦免は師上人の示寂より餘り多くの時を隔てなかつた。かくて其後の法師は宗門の復興に熱意を傾けたことであつたらうが、遺憾ながら其の間の消息は明らかでない。ところが、こゝに注目すべきは、何時の程にか新たに員外沙門或は員外沙彌と稱し、又

嘉休といふ別號を用ひ、やがて空禪に代へて之を専らとするやうになつたことである。それは現在知られるところでは、寛永四年八月の先師の九回忌にあつて撰述した諷誦文に員外沙彌と自署し、又同五年正月十四日附の筆録に、「員外之沙門嘉休」と署名してあるのが最も早い。

この員外とは、言ふまでもなく定員外或は員數外、即ち數の中に入らないものゝ意で、日本でも中國でも、古くは官制上普通に使用され、員外國司員外參議等が史上に散見する。又私的な用法としては、例へば最澄(傳教大師)が空海(弘法大師)の弟子智泉に送つた書狀に、近く空海から灌頂を受けることを記して、「成^{ラン}員外、御弟子、列」と述べてゐるのは注目すべきものであり、それより進んで、後には人並に數へられぬ輕蔑的或は卑下的の意味にも用ひられるやうになつた。かうした點より見て、法師が新たに員外沙彌或は員外沙門と自稱するやうになつたのは、たしかに特異なことゝすべきで、そこには當然何等かの深い理由のあつたことが推測されよう。

此に於て先づ注意に上るのは、法師と涅槃宗の後身たる天台宗三昧院門流との關係である。法師は曾て先師の寂後全門徒に對し、二世臺玉を中心として涅槃宗を護持すべく訓諭したのであつたが、其後の臺玉の進退は法師の甘心するところではなかつたらしい。宗祖の遺教とかで、縱令宗旨に近似するものがあるにしても、涅槃宗が天台宗に従屬してその一派に成り下るといふこと

は、法師の首肯し難いことであつた。宗名を捨て、も法味は失はないといふだけあつて、成程三
明院門流の新しい勸化文を以前の涅槃宗の勸化文と比較すると、五箇條の事書は全文殆んど變ら
ぬとは言ひながら、第一條に「憑師資相承汲、台家餘流」の一句が挿入され、自解佛乘を標榜し
た先師の立場が失はれてゐる。先師は後陽成院の勅諭により、形式的に天海僧正より血脈を傳受
することになつてゐたといふが、それは遂に果されずに終り、そのまま江戸での申開きは立つ
たのである。さうすれば、この一句は受容出來ない。又第五條の毎月齋講日の條には、智者大師
と傳教大師の命日が加へられたが、及意上人の命日の記載は見當らぬ。これも法師にとつては以
ての外のことである。法師は先師を「三界の獨尊」と言つて釋迦の再來に擬し、その教法を絶對
無上のものと觀じてゐた。「及上傳授の法門ハ小乘大乘を越、最上乘の法門也。」これは法師の師
法に對する終世渝らない信念で、及意上人歸寂の報に接し、「佛法の興廢この時にあり」と叫んだ
のもその爲であつた。それだけに、法師はこの最上無比の法門が他宗に從屬するといふやうなこ
とを屑しとしなかつた筈である。法師の遺文集には恰もこの間の心境を詠じた數首の和歌が收め
られてゐる。

金光の山のひかりをけしはて、

ひゑの山邊の下くさをかる

きのふまでねはんの水をほとこして

けふはよかはの谷水をくむ

あはれともさそやちしきのおほすらん

やみちにまよふ後の衆生を

この中第一の歌の「金光の山」といふのは、即ち北城金光山涅槃寺のことで、従つて、上の句は涅槃の法燈を消すことを意味し、下の句は比叡の山即ち天台宗に從屬してその下風に立つに至つたことを諷したもの、又第二の歌の「よかは」は比叡山三塔の一たる横川よかはで、傳教大師の高足慈覺大師圓仁がこゝに住み、後の延暦寺はその法流であるところから、「よかはの谷水」とは山門の法流を意味し、従つて、この歌も同じこゝろを表現したものであることが知られる。そして第三の歌は、涅槃の法燈消滅して、後世の衆生が救濟の道を失ふに至ることを憐れんだものであるが、その「ちしき(知識)」といふのは、遺文中の他の用例とも考合すと、暗に先師上人をさしたものであらう。

此等の一連の和歌には、遺文集の一本に「比叡山天台ノ下派ニ三明院御成ノ時ニ」との詞書が見えてゐる。こゝに三明院といふのは賢海のことと、その「天台ノ下派ニ御成ノ時」とは、天海僧正に弟子入した時を意味するものであらう。さうすると、その時期は寛永四五年頃に當る。¹³⁾ところで、この歌は單に賢海個人の進退について詠じたものではない。それは歌の内容よりおのづから明らかであらう。賢海の進退は即ち兄臺玉を中心とする涅槃宗の動向を物語るもので、その動向に對してこそこのやうな詠嘆が發せられたのである。それ故右について更にまた次のやうな歌がある。

わするなよ我もわすれし法の師の

すくにをしへし後の世の道

この下の句の「後の世」とは、經典に所謂「後五百歲」の世で、即ち末法の世を意味し、一首の意は、先師上人が正しく教へられた末世救済の大道を、我人共に互に忘れぬやうしつかり護つて行かう、といふのであらう。これは實に先師の法門に對する堅き不動の信念を吐露したものに他ならない。文殊院由來書には、法師は曾て師上人より「於我滅後汝ニ讓ル」との附託を受けたと記してあるが、それであれば、護法の責任は尙更重く、この歌の根柢にはさうした立場があるこ

とも思はねばならない。かくてこの立場この信念の故に、法師は臺玉に同調し行くことが不可能となり、こゝに止むなく袂を分ち、獨自の立場で師法を奉持^{ホジ}する道を選ぶ他はなかつた。

法師のこのやうな三明院門流離脱の立場を證する一つの資料として、晩年の一書狀が擧げられる。その内容は、大津の三井寺と坂本の日吉神社に參拜して歸宅の後、養子友以夫妻に旅の様子を書送つたものであるが、それには日吉神社參拜の模様をいとも詳細に記してあるに拘らず、そこからは何程も隔たらぬ大覺寺には參詣のこともなく、又それには一言半句も觸れてゐない。これは法師の終生一貫した篤信の宗教生活を思ふ時、三明院門流との絶縁を前提としなければ、全く理解し得ないことである。

更に又三明院門流の門徒は、大覺寺或は天鷲寺との關係が相當後まで續いてゐたに拘らず、曾て涅槃宗の最も重要な人物であつた法師の子孫に、此等兩寺との關係が認められず、或は極めて稀薄なもの^⑩、法師と三明院門流との絶縁を考へることにより、始めて理解し得られるものであらう。前に述べた天鷲寺安置の位牌や過去帳に記された法師の歿年が、承應二年となつてゐて、實際とは一年相違し、その法名も生前早い頃のもので歿後の正式なものでないのも、亦這般の消息を物語るものである。殊には既述の同寺住職の書狀の草稿に、^⑪「然ニ文殊院空禪法師ハ、上人弟

子中上達ニシテ、上人祕決不殘傳授シ、前年二條城へ參リ、上人ニ代リ所司代ト應接遂ケル程之
懇親ナレ共、無詮方事條ヨリ不慮之離別(成カ)□行、云云」とあつて、明らかに「離別」と言つてゐる
ところを見ると、もと同寺には或はこの間の事情を窺ふべき資料が存したのであらう。

そして、文政十三年六月の死亡者を最後の書入れとする住友家の古過去帳に、後陽成天皇・及
意上人の記入があるに拘らず、三明院門流の寺院や檀家のものとは異なり、法師の存生中に歿し
た臺玉や賢海或は天海の名が見えないのも、亦右の諸事實とよく符合するものである。

このやうにして、空禪法師は天台宗の一派となつた三明院門流とは絶縁したが、固より新たに
別の宗派に屬したのではない。宗派などいふことを超越し、當局が認めると否とに拘らず、自
ら絶對無上の法門と信ずる純粹の師法を嗣いで、獨りその正法を護持しようとした。しかし、當
時の一般通念としては、僧侶は當然公認のいづれかの宗派に屬すべきものであるから、かくては
沙彌は最早その範疇の外に在る、即ち普通の僧侶の列外にある別箇の存在となるのであつて、こ
れが即ち員外沙門或は員外沙彌と自稱した所以であつたらう。寛永五年九月に揮毫した涅槃經の
賣身供養の偈には、「涅槃法燈弟子員外沙門文殊院空禪」といふ署名が見えてゐるが、これは恐ら
く「我こそは員外沙門として涅槃の法燈を正しく傳持する者である。」とのさかんな意氣を示し

たもので、この「涅槃法燈弟子員外沙門」の十字こそ、法師の特異な立場を最も鮮明に表現した
ものと思はれる。¹⁹⁾

又その嘉休といふ稱號は、そのまゝでは普通の辭書などにも見當らぬ語句で、これを顛倒した
「休嘉」の意とされる「めでたし」「よろこばし」とも單純に同一視し兼ねるが、それでは果して
如何なる意を寓したものとすべきであらうか。私かに惟ふに、それは嘉遯かとんと一類の語句と解すべ
きではあるまいか。即ち嘉遯かえんとは、易に「謂隱遁而合乎正道者」とあつて、「義を全うし志を正
しうする爲に世を遯のがれる」ことを意味し、一度出家した眞實求道の清僧達が、俗化腐敗した教界
に慊あきたらず、更にこれより出離する場合などにも用ひられるが、嘉休も實にこのやうな意味に解す
るのが妥當ではないかと考へられる。そして、事實また語句そのものゝ眞意は姑く措くとして
も、當人の行實は恰もこれに適合するものであつたとしてもよいであらう。

この員外沙彌の化導をうけた人々は、從來の關係から、遠近各地に互つて多かつたらしい。沙
彌は師上人の歿後、毎年の忌日には、報恩謝徳の爲め、その影像の前に自撰の伽陀文を諷誦した
が、²⁰⁾そのうち寛永四年のものが轉寫されて廣まり、現に河内や播磨・三河などに傳はつてゐるの
²¹⁾も、その教化の一面を窺ふべきものである。そしてその門徒の中に、江戸の岩井家一門の外、本

邦南蠻吹(南蠻紋り)の祖たる泉屋蘇我理右衛門やその兄才兵衛など、蘇我家一門が含まれてゐたことは、また大いに注目される。^② 理右衛門は法號を壽濟と言ひ、實に員外沙彌の姉婿で、その長男は沙彌の息女に婿養子として迎へられた理兵衛友(ともち)以である。

註

- ① 東流抄と殆んど同文であるが、まゝ異なつたところもあり、又東流抄以後の記事が増補されてゐる。尙五「教化」の註⑥参照。
- ② 果して及意上人自らが涅槃宗の天台宗從屬を遺言したかは問題であらう。
- ③ 大覺寺本堂棟札銘（天鷲寺の涅槃寺由來記附録及び幸寺氏所藏堀川之御書所收）。
- ④ 天鷲寺舊藏。尙念海法印は及意上人の弟子空運の子で、母は及意上人の女、叔父賢海法印の後を襲うたことが同書に見えてゐる。
- ⑤ 天台宗大觀には「寛永十二年天海書を久貝因幡守曾我丹波守兩奉行に致し、屏風坂下に地を請うて、賢海をして一寺を創せしむ。號を三明院と賜ふ。」とある。尙當院は寛文三
- ⑥ 天鷲寺念海法印手記。光澤寺は堺市新在家町、豊學寺は兵庫縣川邊郡長尾村荒牧、東雲寺は滋賀縣東淺井郡大郷村川道にある。尙この五寺の外、大阪府寝屋川市神田の法安寺も相似た關係にある。
- ⑦ 寶曆三年八月住友本家の當主友昌及びその母良快尼の所望により書上げたもの。
- ⑧ 元祿十年の春貞尼追善詩歌集。
- ⑨ 兵庫縣網干町井上氏所藏の無外題書收録の及意上人の軸物の銘文。
- ⑩ 十一月十三日附（傳教大師全集所收）。
- ⑪ 寛永五年八月八日附の勸化文が幸寺氏に所藏され、又豊橋

市の神宮寺には念海の解説を附したものがあつた。

⑫ 慶長八年正月中旬附の勸化文が幸寺氏に所藏されてゐる。

⑬ 兵庫縣網干町の井上氏所藏本。

⑭ 天鷲寺念海法印手記より推算す。

⑮ 内容より慶安五年のものと考へられる。

⑯ 天鷲寺だけが古來住友家と或る關係あつたことは、天保十

五年四月諸事儉約に就いて關係寺院との普信贈答廢止を決定した際の關係寺院一覽表や、明治六年七月の「中元寺納

分并進物控」に其の名が見え、又其後も住友家より毎年年頭に昆布料として金壹封を贈つてゐた事實によつて知られる。併しながら、明治以前の記録に於て天鷲寺の名の見え

るのは、右の天保十五年の記事のみで、他の諸寺院と異なり、諸勘定帳類にも其の名が全然見當らず、又友輔・友端の家督相續祝の配物等にも何等與るところなく、前記明治六年の中元寺納分も僅か貳拾五疋といふ最少額で、それも「此分廢ヌ」との註記があり、爾來年頭のみとなつたらし

いが、しかも其の額もまた後々迄僅少に過ぎなかつたことは、其の關係の甚だ稀薄なことを示してゐる。

⑰ 天鷲寺舊藏。

⑱ 臺玉は寛永十一年、賢海は同二十一年、天海は同二十年に

寂した。尙この過去帳に念海法印の記入があることは、註

⑲と相對照して、念海の時に舊縁に基き天鷲寺との關係が

復活するに至つたものではないかを思はしめる。

⑳ 卷頭圖版第一參照。

㉑ 十二月九日附後藤市左衛門宛書狀。この畫像は今その所在

明らかでないが、清涼寺阿彌陀堂脇壇設置の住友家位牌壇には、もと雙軒庵安置の及意上人の小木像がある。

㉒ 曾て天鷲寺にも存したらうことは、同寺開基上人緣起に殆

んどそのまま取入れられてゐるのによつても知られる。

㉓ 理助家の友良の先祖傳書の蘇我壽濟翁の註記に「父蘇我平

兵衛兄蘇我才兵衛皆嘉休會徒」と見え、又その墓塔の刻銘からも知られる。(第壹輯「住友氏と蘇我氏」參照)

ところが、この員外沙彌は何時の頃からか僧衣を脱いで俗家に混はり、「富士屋嘉休」の名で佛光寺上柳町に薬舗を開き、兼て書林に關係するやうになつた。佛光寺上柳町といふのは、今の佛光寺通り烏丸の東方の町である。^①

この醫藥賣捌のことは、「富士屋嘉休」と署名した「はんごんたん」の看板が傳はつてゐることによつて知られ、町名は孫友信の親類書を始め種々のものに見えてゐる。次に書林について特に「關係」と言つたのは、理助家の先祖傳書に「業書林」と明記するに拘らず、なほ確證が得られず、直接の業主は寧ろ當初から子息の庄兵衛ではなかつたかと考へられるからである。

その歸商の時期は明らかでないが、寛永五年九月下旬にはなほ員外沙門を稱してゐたから、^②それ以後であることは確實であらう。しかも沙門と沙彌の使用に時間的にも内容的にも區別がなく、相交错して用ひられてゐる點より見ると、寛永七年三月二十九日附の書狀に員外沙彌と自署してゐることから、更にそれ以後のやうに考へられる。^③

すゑの世にひらかん法の門をとちて

よわたり衣かくるはかなさ

これも遺文集に見える歌で、これだけを切離して讀むと、沙彌の歸商の心境をそのまま、すらりと

表現した含蓄多い歌と解されよう。しかしこの歌は前に掲げた「比叡山天台ノ下派ニ三明院御成ノ時ニ」の詞書ある一連のものの中に含まれるやうであるから、その點からすると、涅槃宗の天台宗從屬を詠じたもので、その事大主義的順應性を「世渡り衣掛くる」と諷刺したことになる。唯この場合、沙彌の歸商が早く、それが賢海の天台宗入門につゞいて行はれたとするならば、沙彌自身の歸商の心境を詠じたものとなし得るわけであるが、果してどうであらうか。

さて、この歸商のことは、卒然としてこれを見ると、或は奇異にも感じられようが、實はさうではない。矢張り一筋に本來の道を歩み續けてゐたとしてよいであらう。それは商家となつたからといつて、信仰を捨てたのではない。師法を信奉することは、愈々益々熱烈なものがあつた。即ち信仰を失つて歸俗したといふのではなく、自ら所謂非僧非俗の生活に一層徹したもので、出家在家の別を超越してしまつたとも觀られるであらう。このことは、涅槃宗そのものゝ立場より來るもので、遺文にも「末法に法のめつせんときは、在家ともいひ出家ともいはん人の中に、大慈悲の心を持たる人出世あるべし。是を縁ある衆生は念ずべしとなり。」とて、末世の救濟者は必ずしも出家に限らぬと言ひ、^④或は又「後末世は今なり。必出家にかぎるべからず。慈悲心をもつて大乘を信ずる人あらば得道成就すべし。」^⑤とも見えてゐる。これ涅槃宗が淨土眞宗と同じく僧

侶の妻帯を認めてゐた所以でもあつたらう。

このやうに、員外沙彌が法衣を脱いで歸俗するに至つたことは、内面的には涅槃宗の宗旨に一層徹したものと解されるが、これにはしかし、尙外部的事情も併せ考ふべきものがないではない。何故なら、員外沙彌の信奉した教法は、天台宗の一派となつた三明院門流の涅槃宗とは既に別箇のもので、謂はゞ公認外のものである。然るに、天主教の禁絶に伴ひ、國民は悉く佛教のいづれかの宗派に屬すべきこととなり、況や公認の宗派以外の僧侶などいふものは、存在が許されなくなつて來たからで、員外沙彌の歸俗にはかうした方面の理由もあつたらうと考へられる。

ともあれ、かく歸俗したからには、その後は沙門或は沙彌を號することはなくなつた。併し「員外」は依然としてそのまゝで、員外嘉休・或は單に員外・員外叟など、號してゐた。これは、歸俗して表面的には豫てより關係のあつた淨土宗鎮西派の永養寺の檀徒といふことになつたらしいが、^⑥内面的には依然として超宗派の立場で、従つて一般俗人とも異なつてゐたから、終生この號を用ひたのであらう。

ところで、この嘉休居士が處世の方便として醫藥と書籍の業にたづさはつたといふことは、衆生濟度を任とした僧侶出身の居士には誠に相應しいことで、この二つは古來僧侶が取扱つて來た

ものである。また近世では屢々好學の士が醫を以て業としつゝ儒を學んで居り、大阪の郷校として有名な懷徳堂の初代學主三宅石庵も、講學の傍ら反魂丹をひさいだといふが、これなどもこゝに思ひ合はされて興味深い。

さて、嘉休居士の處世の方便たる世業に就いて一考すると、その「はんごんたん」は、古來越中富山の賣藥中萬病藥として最も著名な反魂丹で、「富山縣賣藥同業組合報告」によると、富山の反魂丹は、藩主前田利次が民治に意を注いで、夙に製藥に留意し、天和三年備前岡山の醫師萬代常閑(淨閑)より其家傳の秘方を傳へたのに始まり、後ち藥商松井屋源右衛門に藥方を授けて調製販賣せしめ、遂に富山賣藥の淵源をなすに至つたといふ^⑧。果してさうならば、嘉休居士の「はんごんたん」賣捌は、寛永年中と考へられるから、天和三年よりは約五十年も早いこととなり、且つ又其の看板には「まつら流本方」との肩書がある點から、これは富山の反魂丹とは別系統のやうで、日本醫藥史の上に興味ある一資料を提供することになる。その「まつら流」の「まつら」とは、恐らく肥前の松浦まつらに關係あるもので、泉屋の銅貿易に伴うて傳へられたか、若しくはその方面の門徒の手を経て傳へられたものであらうと思はれる^⑨。

次に書林の方は、近世初頭の世相を記した「當代記」の慶長十四年の條に、「此五三箇年摺本と

云事仕出、何の書物をも於「京都」摺之。當時是を判と云。末代の重寶也。」とも見えるやうに、活字印刷法の傳來により、慶長以來特に盛んとなつた書籍の刊行で、當時としては比較的新しい業種であつた。そして住友の名で上梓されたものゝうち、寛永六年九月上旬開板の驛驢全書くわくりゆうぜんしょと同十三年九月開板の御成敗式目などが世に傳はつてゐる。ところが、その驛驢全書くわくりゆうぜんしょの開板者名を見ると、「洛陽上柳町 住友勝兵衛尉貞政」とあるが、このやうな名前の人は當時の住友の一族には見出せない。しかし友房の先祖聞傳書に春貞尼即ち岩井善右衛門の女龜女について、「嘉休公（空禪法師）御もらひ、御同道ニ而御登京被成、御惣領庄兵衛様と御妻合、佛光寺通上柳町ニ而書物や被成云」と見えるやうに、嘉休居士の子息庄兵衛政以が上柳町で書林を營んだことから見ると、この勝兵衛尉貞政と庄兵衛政以とは恐らく同一人で、政以は貞政の後の名であらうと思はれる。⑩これを年齢的に見ても、龜女は當年二十一歳で、政以はそれ以上であつたらうから、今日の晩熟時代とは異なり、當時としては立派な獨立營業者と認め得るのである。尤も父子は同じところ、或は同じ家に住んでゐたから、嘉休居士がこれに關係してゐたことがおのづから考へられるし、又子息政以は寛永十五年に歿して孫は尙年少であつたらうから、其後は一層關係が深くなつたであらう。その爲か先祖聞傳書の「書物や」の記述なども、見ようでは、嘉休居士自身のことのやう

にも解されぬでもないが、寛永六年頃は居士はなほ沙彌或は沙門を稱してゐて、勝兵衛尉貞政と名乗つたとも思はれないから、少くも表向は子息の名でなされたとすべきであらう。^⑩又寛永十三年の御成敗式目の開板者は、單に住友予十郎とあるだけで、その住所を缺いてゐるが、これも恐らく居士に關係あるものとしてよいのではあるまいか。因に、騷騷くろくろ全書は七卷の稀觀きかん本で、馬術と馬病並にその療法などを説いたものである。御成敗式目は又貞永式目とも言ひ、鎌倉幕府の法典で、今更贅言を要しないであらう。

翻つて垂裕明鑑を見ると、既記の政友上洛の文につゞけ、「長スルニ及ンテ、京都佛光寺上柳町ニト居シ、書商ヲ業トシ、又鋳買ヲ兼ヌ。鋪號ヲ富士屋ト稱ス。是レ市井編戸ノ始ナリ。中略會テ藥商ヲ爲セシトキ、其賣捌ノ看板アリ。今尙家ニ傳フ。」とある。その鋳買といふのは、理助家の先祖傳書に「業書林亦商鐵」とあるところから採つたものであるが、「商鐵」のことは何等の傍證も見出せず、又醫藥・書籍とも調和せず、其の上この傳書には遺物によつて明確な藥種賣捌のことを脱してゐるので、果して眞を傳へたものか疑はれる。

次に又垂裕明鑑は、佛道修行に就いて、「平居佛法ヲ崇信ス。蓋シ父政行君ノ命ヲ受ケ、其志ヲ繼述スルナリ。且天性慈善ヲ好ミ、人ヲ諭スニ、道義ヲ以テス。寛永二十年冬、家事ヲ讓リ、世

ヲ遁レ、嵯峨清涼寺ノ傍ニ一菴ヲ結び、雙軒菴ト稱シ、自ラ臨西ト名ケ、又空禪ト號シ、之ニ隱棲ス。時ニ年六十三。爾後專ラ釋迦佛ヲ信ジ、世間ノ塵事ヲ脱却シ、厚ク法義ヲ修鍊ス。世人歸依スル者多シ。」と至極簡單に述べて、専ら重點を老後に置いてゐる。これではその生涯中の僧侶としての重要な前半生が全く空白にされて居り、従つて又後半生に對する正しい理解は望み難い。孫友信の親類書にも、單に「生國越前丸岡住友小次郎町人ニ成京佛光寺通上柳町ニ住宅」とあるだけで、出家と歸俗に觸れられなかつた爲め、何時しかそのことが忘れられ、又一方既述の天鷲寺住職の書狀にも、初めは信徒中の長として大檀家であり、後に上人と師弟の誓を結び剃髮して空禪と號したと述べてゐる有様なので、自然このやうな結果となつたものであらう。しかし廣く内外各種方面の史料を蒐集整理し、小次郎政友―空禪―文殊院空禪―員外沙門文殊院空禪―員外之沙門嘉休―富士屋嘉休と、史料に見出される稱號を排列して見ると、その連続と推移とがよく迎れるのである。

註

① 卷頭圖版第二參照。なほ文政年間の家宰重岡眞兵衛の手記

「住之江」によると、この上柳町の屋敷は其後長く住友家に

③ 淺草女人宛。

維持され、天明八年三月の大火に舞焼したといふ。

④ 九月廿日附落合勘左衛門及び妙林尼宛書狀。尙このことに

試いては後の「信仰」の條參照。

⑤ 慶安三年十一月の遺誼。

⑥ 孫友信の親類書によると、元和八年十二月に歿した文殊院の岳父伊丹紹拙齋は永養寺に葬られたが、當時紹拙齋の男兒は未だ十六歳であつたから、後事は文殊院の手によつて處理されたらうと思はれる。是より先、慶長七年三月に歿した文殊院の實父政行は、垂裕明鑑に永養寺に葬るとあるが、確證は見出せない。兎も角確實なところ、岳父によつて永養寺と縁が出来、其後寛永十五年相次いで歿した二人の子女の墓もこゝに營まれたところより見て、文殊院は永養寺の檀徒であつたと考へられる。

⑦ 西村天囚博士の「懷德堂考」。

⑧ 「富山縣賣藥同業組合報告」は三省堂百科大辭典に引用されてゐる。尙高岡高商編「富山賣藥史料」參照。

⑨ 泉屋の銅貿易については、第一輯の蘇我壽濟翁小傳にも觸れて置いたが、その長子理兵衛友友については、理助家の先祖傳書に「自若年一時々五嶋平戸博多長崎出浮シテ雜唐漢紅毛人_レ以銅易_二華物_一」と見えてゐる。尙門徒の關係は次

項に述べる。

⑩ 勝兵衛と庄兵衛は當時の普通で同じである。又尉は刊記・奥書・銘文等表立つた場合に附けたもので、これの有無は問題でない。

⑪ 元祿十年歿享年八十九歳より逆算。

⑫ 重岡眞兵衛の「住之江」上巻には、文殊院も後に庄兵衛と稱したとあるが、友信の親類書其他一層確實なものには全然見えないから疑はしい。又庄兵衛と稱したとしても、依然貞政とは直ちには結合しない。尙理助家の友良の先祖傳書には、政以に「書物商嘉休居士家督」と註して、嘉休居士の註の「業_二書林_一」に相對應せしめてゐるが、政以は父に先立ち早く寛永十五年に歿したのであるから、政以が父の書物商の家督を嗣ぐことはあり得ない。かういふ點に友良の誤解があるやうである。

⑬ 涅槃宗が所司代の忌違に觸れて、空禪法師が一時東國に配流されたことや、員外沙彌としての公認外の涅槃宗奉持をあらはすことは、當時尙憚るところがあり、又親類書ではその要もなかつた爲であらう。

九 隱 棲

とかくするうちに、嘉休居士も漸く老境に入り、恐らく六十歳を過ぎた頃かと思はれるが、その頃瀕死の大病を煩ひ、辛うじて恢復することが出来た。十二月九日附の後藤市左衛門宛の書状に、「舊冬ハ我等^{サシ}散^{サシ}く相煩候而、霜月比ニハ往生申拵候ニ、何トカ致本復仕候。」とあるのがそれである。^①かくてこの病後體力の衰へを感じたことなども一つの動機をなしたもののか、六十三歳になつた正保四年の十月の初め、洛西嵯峨なる清涼寺の一院地藏院の地内に草庵を結び、雙軒庵と名づけて、こゝに隱棲することゝなつた。このことは生誕の條にも引いた慶安元年六月二十八日附の書状に、「愚拙義舊冬十月初より都之西嵯峨と申所へ隱居致候。」とあるのによつて極めて明らかである。垂裕明鑑がこれを寛永二十年のことゝしてゐるのは、慶安の前の年號を寛永と誤解したのに因るものであらう。

嵯峨は古來洛西の勝地として聞え、淨行を修するに相應しい清閑寂靜の境である。そして清涼寺は平安朝の昔開祖齋然^{てうぜん}が宋國より齋らした所謂「三國傳來栴檀瑞像^{せんたんずいざう}」の釋迦如來を安置する所として、夙に世人の渴仰するところであつた。釋迦如來を教主と仰ぐ涅槃宗の信奉者嘉休居士が

この地を選んだのは、さもあるべきことであらう。さう言へば、庵號の雙軒も亦釋迦がその下で入滅したといふ娑羅雙樹或は雙林に因むところがあるやうに見える。それは例へば、この釋迦像が「生身の如來」とも渴仰されたものだけに、之を安置する清涼寺一山を雙林に見立て、その樹



雙 軒 庵 址

陰を軒とする意味でもあつたらうか。況や又清涼寺には早くより淨土教が榮えて居り、地藏院は四百年前洛西の諸寺に融通大念佛會を修し十萬上人の稱を得た修廣圓覺上人開創の子院で、かたがた西方淨土を欣求するに由縁深きところでもあつた。

居士はこの頃から新たに臨西といふ稱號を用ひるやうになつた。^②この稱號は夕陽になぞらへて老境を意味すると共に、西方淨土を欣求する意をも寓し、又おのづから洛西隱

棲の意にも適うたものである。

當時嘉休居士は既に早く二人の實子を失ひ、その點は心淋しかつたらうが、幸ひ孫の藤右衛門も既に成人し、^④殊に養子として甥の友以が居り、物心兩面の有力な後楯となつてゐたのは、甚だ

好都合であつた。友以は實父理右衛門の事業と舗號とを以て、別に大阪に一家を興し、泉屋と號して銅鑛業銅精鍊及び銅貿易に従ひ、家大いに榮えてゐた。この雙軒庵も恐らくは友以によつて營まれたものであらうと思はれる。^⑤

さて、雙軒庵の臨西居士の日常はどうかと見るに、前記慶安元年の深津・落合二門徒宛の書狀にかういふ風に述べてある。

愚拙義舊冬十月初より都之西嵯峨と申所へ隱居致候。此所者三國無双之釋迦之靈僧^{イシヤス}在。

拙老當年六十四歳ニ成申候。漸々少無明之眠覺候カ、無常時^{ヨリク}ニ近付事を驚、せめて毎日佛前にひざまづき、罪障消滅之禮拜を致、此度之一大事を成就仕候様ニと念願之外無^ク

他事^ニ候。

まことに敬虔にして清純な信仰生活である。そして又、これより稍々後には、深津七兵衛に宛て、次のやうに書送つた。^⑥

いづくにありても一心肝要と存候。當所も佛跡名所さまく面白さふに存引籠候が、心中納まらずして都と同前^ニ候。無念之至^ニ候。古き草子を見候に、我等之心中其ま^ニ候。

しつかなる深山の奥もなかりけり

元の心をつれて行には

身をかくす栖をことに尋れは

心の奥に山はありけり

これらに見る臨西居士の姿は、ひたすらに精進する眞摯な道人である。年月を明らかにしないが、次の和歌なども亦その眞情の流露したものととして注目されよう。

かみほとけあはれとおもふ心そへて

のちのようかむみになしてたへ

ついの道におもむくまてはおこたりの

なきみなれやとねかふあさゆふ

尙これは恐らく短冊式になつてゐたものかと想像されるが、雙軒庵の風鈴には隨求陀羅尼・尊勝陀羅尼・寶篋印陀羅尼並に法華經藥王品の阿彌陀佛の安樂世界往生を説いた要文など、共に次の和歌も添へられてあつた。

吹風に觸る有情も草木も

皆成佛の縁にしあらはや

珍敷住なす嗟峨の庵にも

心留れは憂世とそなる

これらはいづれも信仰に澄み切つた涙ぐましくも貴い歌で、繰返し口吟みつゝ心の清まり行くのを覚える。そしてまた次の一文などは、安心決定の法悦境を窺ふべきものとなし得るであらう。

涅槃經に曰。人の命の停さる事は山の水の谷にくたるとるよりはやしと説給ふ。三界第一の釋尊、五逆の提婆、十善の帝王、天下の御あるし、下ハしつのみ山かつ、空をかけるつはさ、地をはしるけたもの、いつれ無常をのかれんや。然に佛法をも聞ず、心地修業もせずして空死せハ、三塗八難の惡趣に墮して、無量劫の苦に沈なハ、千万悔悲しむとも其かひあるまじきに、過去の宿縁のなせる故に、釋尊一代の眼目法華涅槃之深理出世の直道にあひたてまつり、此度極樂世界寶座之上に至ラン事ハ歡の中の喜なり。三世十方の諸佛もあはれミをたれ、我等が信心を守給へ。南無三寶く、

極樂は日毎にちかくなりけり

あはれうれしき老のくれかな

過去の宿縁に感謝し、正法に値ひ得たるを歡喜し、而して命終日々近づぐことを愉悅する、まことにこれは信仰の極致を表現したもので、道心淺き未熟者の及び難い境地である。^④

このやうに臨西居士は清純な信仰に生き、往生淨土の一大事を成就すべき用意に餘念がなかつたから、自然煩はしい外部との交渉も餘り好まなかつたらうが、舊縁俄に絶ち難くて、門徒の來訪音信は尙相當に繁く、又新たに入信して、遠境の地より態々嵯峨を訪れ、血脉傳授を受けるものも少くはなかつたらしい。その間の消息は遺文によつてうかゞはれるが、居士も漸く老迫するに伴ひ、これを厭ふやうになつた。曾て夢窓國師が同様な心境を和歌に託したことがあつて、その詠草には「濃州虎溪といふ山中に栖給ひけるころ、一すしの道たにもさたかにふみつたへぬ山の奥なれとも、參學の志あるたくひ訪來けるをいとひ給ひて」との詞書で、かういふ一首が見えてゐる。

世のうさにかへたる山のさひしさを

とはぬそ人のなさけなりける

ところが、居士は日頃國師の詠草に親しんでゐたものか、前の風鈴につけた短冊の「珍敷住なす
嗟峨の庵にも」といふ歌も國師に倣つたものであるが、^④今この場合もまた右の歌に據つて、次の
やうな一首に僞らぬ述懐をしたこともあつた。

世の憂にかへたるさかの菴なれば

とはぬそ人のなさけなりける

否、たゞに面會のみではない。當時の書状には尙通信をも斷つたものがある。例へば九月廿日
附の落合勘左衛門と妙林尼宛のものに、「重而ハ御狀も給間敷候。右惣左衛門殿にも御斷申候。爰
元之衆にも參會不仕候。」と言ひ、又二月二十三日附の神田治左衛門宛のものに、「惣別何之衆
も一人ニもあひ不申、狀之取かハしも不仕候得共、遠路思召より被成ニ付如此ニ候。皆々其之由
頼存候。重而御無用ニ候」と述べてあるなどがそれである。

かくて居士の化縁に觸れた人々は相當の數に上り、或は數百人の多きに及んだとも傳へられる
が、^⑩其等の門徒の分布が、地元の京都の外何處迄及んでゐたか、曾ての江戸・大阪・堺・播州・
紀州などとの關係は如何様であつたかは遺憾ながら尙よくわからない。しかし現在傳へられてゐ
る遺文集によつて知られることは、甚だ遠隔地の一團があつたことで、實は現存の多數の遺文は、

寛永の初期以前のものを除けば、すべてこの一團に關係するものである^⑪。ところが、それらの中には、「正月廿八日之貴墨、二月十九日ニ京着則披見候」と述べたものや、七月三日附のものに「岡吉兵衛殿就御上洛、御懇書具ニ令拜受候。去卯月末ニ豊前九右衛門殿京上之砌モ預御書中ニ候。則御狀添申ニ付心底不殘物語致則御報申入候。未相届申候由、遠境之由ニ候條尤と存候。」と記されたものがある^⑫。これによつて、この一團の居住地が、當時の便で書簡の到着に二十日以上も要した地であることが先づ推測せられるが、それに關聯して次に注意を惹くのは、其の一團の中心人物であつたと思はれる深津七兵衛宛の書狀に、「異國の御おさへの爲守護其元ニ御座之由、御太義と申ながら、忝も日本の御守ニ候。彌々專用と存候。」と見えることである^⑬。かくて前の通信所要日數と、書狀中の人名豊前九右衛門の豊前と、この異國防禦の事實などを思ひ合せると、この一團の居住地は大體北九州地方に推定すべきではないかと考へられる。このことは、會て門徒の一人であつた蘇我理右衛門、或は其の實子で臨西居士の養子となり、最も有力な門徒でもあつた友以が、銅貿易の爲に北九州地方に往來した事實からも理解されることであり、尙又嘉休居士が取扱つた反魂丹が「まつら流本方」であつたといふのは、肥前の松浦との關係ではないかとの臆測とも相對應するものである。

その數百人とも言はれた門徒は、或は法難以前からのものをすべて合せた數でもあらうが、それ以後三十年の長い間に歸依した人々も多かつたであらう。しかも、員外沙彌以後の教法は公認外のものであり、後には自らも僧衣を脱いでゐたのであるから、もとよりそこに積極的な布教があつたわけではない。懇望されて拒み切れぬ特別な有縁の人々にのみ内密で法を傳へた結果がこのやうになつたので、それは例へば二月廿七日附深津七兵衛宛の書狀に、「太良左衛門殿不殘相濟申候。左様ニ御心得候て御内談尤ニ候。」と言ひ、又五月十日附同人宛のものに、「九右衛門殿一義御執心ニ付御懇切之貴札、尙又七左殿御縁類之由、何かニ付候而不及辭退ニ、不殘令付屬候。且者於其地各々御内談可有と存故ニ候條、自餘之御同行中へも其通御傳説可有候。」と述べてあることなどによつても窺はれるであらう。この「内談」の語に特別な意味が含まれてゐるわけで、それだけに一層その徳化の大きかつたことが偲ばれるのである。

尙この徳化といふことに就いて注目されるのは、門徒宛の多數の書狀が、何時の頃にか集輯され、先師の年忌に執筆した諷誦文や、佛教史の綱要を説いた法傳記など、共に、轉寫流傳してゐる事實、或は又播州網干の門徒の末裔が現在も讀誦してゐる逮夜經の末尾に、及意上人以下深厚な法恩を蒙つた知識達の法名を書列ねた中に、「文殊院員外嘉休 慶安五壬辰 八月十五日」とか「嘉

休様 百六十七年 右者文政元戊寅歲改メ」などの記載があり、及意上人や其の一族並みに特別重んじて、古來回向を怠らない事實などで、これは居士を偲ぶ料として誠に意味深いものといふべきであらう。

註

① 後藤市左衛門は慶安三年七月三日附松島吉左衛門宛の書

状（これは年次を缺くが、文中來年は先師三十三回に罷成

とあるによつて、慶安三年のものと知られる。）に、三年以前十二月朔日に往生を遂げた事が見えるから、當時の年數の數へ方（何年前といふ場合はその年を入れて數へる）に

従つて、この市左衛門宛の書状は隱棲翌年の慶安元年即ち文殊院の六十四歳か（本文書を遠境の爲市左衛門の逝去を知らずに出されたと解する場合）、それ以前のものであることが知られるが、同時に老年を意味する晩年の號臨西を用ひてゐることから、これより餘り廻らぬことが知られる。

② 何時から臨西の號を用ひるやうになつたかは明確でないが、恐らく隱棲からではないかと想像される。

③ 息女（法名生蓮妙意）は寛永十五年六月二十一日、息男政

以は同年十一月十五日に歿した。

④ 父母の結婚時期より推測。

⑤ 雙軒庵建立の事情は尙充分明確でない。即ち縱令友以の造營としても、文殊院の隱棲の爲に新たに建てたものか、それとも以前に既に造營されてゐた別業を之に充てたものか、その邊が不明である。今住友家に所藏されてゐる年月不明の友以宛の文殊院書狀で「ただ今さかより云々」と書出し、文中持佛堂建立のことを述べたものは、即ちこの雙軒庵建立に關係あるものかとも思はれぬでもないが、今一つ明確でない。（圖版第三參照）

雙軒庵は清涼寺の北背、地藏院の地内にあつたもので、約六百坪の敷地を有し、其の佛壇には釋迦・彌陀等の諸尊の外、及意上人の像も安置されてあつた。そしてこの庵は文

殊院の歿後長く保存使用され、淺井忠右衛門一壽もこゝに住んだことがあり、四代友芳の女都志即ち惠澄尼もこゝに

隠棲し、其他住友家側任の老女の剃髮した義戒・如哲・政

幸等の諸尼が庵主となつて、文政年間或は更に天保頃にまで及んだが、其後は斷絶して住居すべき人もなくなつた

爲、天保十三年七月之を整理して、佛像・位牌・佛具等一

切を清涼寺に預け、庵は其儘空庵として放置した。かくて

年所を経るまゝに、次第に荒廢したから、安政五年九月に至り、遂に建家敷地諸共に之を地藏院に返却處分に附したのである。今雙軒庵趾として碑を建て、保存されてゐる所は、明治年代あらためて故地を收めたものである。

⑥ 七月三日附書狀。

⑦ 文は次の通りである。於此命終。即往安樂世界阿彌陀佛大菩薩衆圍繞住處。生蓮華中寶座之上。

⑧ 以上引用の和歌と文は潰文集に見えるもので、以下特に註記しないものも同様である。

⑨ 夢窓國師の詠草に次のやうな一首がある。

總州の退耕庵に栖みたまひける時、或人來てこの住居のめづらしさに心のとまるよしを歌によみたり返しに

めづらしくすみなす山のいほりにも

こゝろとむればうき世とぞなる

⑩ 理助家の先祖傳書に「會ニ此徒ニ者數百輩」と見える。

⑪ 書狀の宛名と文中にあらはれる人名との關係を仔細に検討すると、互に連絡があり、同一地方の一團であることが知られる。

⑫ 十二月九日附後藤市左衛門宛書狀。

⑬ 深津七兵衛宛書狀。

⑭ 七月三日附書狀。

一〇 信 仰

こゝで少しく方面を轉じ、臨西居士の信仰の内容を窺ふに、居士が先師及意上人を敬慕し、そ

の教法たる涅槃宗を信奉したのは、終生極めて熱烈なものがあつた。その先師崇信のさまは、事に觸れて及意上人を釋迦と併稱し、或は「三界の獨尊」・「一體三寶」と呼び、上人示寂の報に接して、「佛法の興廢この時にあり」と痛歎したことなどに端的に示されてゐる。^①それだけに、師法に對する歸依は絶對で、例へば早く寛永七年の書狀に、「先師傳授の法門ハ一代五時の肝心最上乘の法門也」とあがめ、^②晩年嵯峨隱棲翌年の書狀にも、「佛法に方便あり。眞實あり。眞實を得てハ一句も方便に心をかくべからず。法華經に乃至不受餘經一偈と説たまへり。あいかまへて、及上傳授の法門ハ小乘大乘を越、最上乘の法門也。能々信敬し給べし。」とたゞへ、^③更に其の翌々年の書狀には、「難受身體を受、殊ニ不思議の正説を聞事、千萬劫にも大切ニ候。此上ハ信行の二ツ、別而ハ信の一字ニ究可申候。」など、述べてある。^④

その居士が信奉した涅槃宗とは、要するに、佛教の世界觀に基き、當時を正法破滅の末法の世と觀じ、此の悲しむべき末世救濟の道は、釋迦の最終にして最上の教説たる法華・涅槃の二經を所依とし、如説に修行するにあり、となすもので、この點根本の教旨を日蓮宗と同じうするものがあり、居士の教諭にも隨所にそれが説かれてゐる。今その一例として九月廿日附の落合勘左衛門と妙林尼宛の書狀の一文を掲げよう。

當代ハ、正法破滅之時代にあたり候へハ、彌々修行成就しがたき時節ニ候。釋尊御入滅二月十五日、その翌日ヨクジツ十六日より五百年は、直説ヂキの御弟子等次第ニ教化したまふ故に解脱堅固と云。次の五百年禪定堅固と云。次の五百年を持戒堅固と云。次の五百年を多聞堅固と云。次の五百年を鬪諍堅固と云。合て五々二千五百年なり。此第五番の五百年今の時也。鬪諍といたし、かいあらそふとよむ也。佛法の上において、出家在家あつて正法をすゝむる智者を、外道惡魔といひかすめ、國王武家に訴ウツタヘあるひハ流し、又はころすゆへに、正法ハかくれとこほるゆへに、鬪諍トウ言シヤウ訟コン白シヤウ法ビヤク隱ホウ沒モツととかれて候。白法とハ眞實正法の事也。右ハ大集月藏經の第九卷の説なり。又法華經五の卷安樂行品に、於オイチノチマツセニ後末世ホウノホツスルメツセントトキ法アランウケタモチ欲ヲモノハ滅オイチザイク時於在家出家ノ人ノ中有受持法華經者ナサン。於アハレミノコ、ロヲチ非アラザル菩薩ニハ人中ノニ生カブシメシ大悲心ノヲ應ナム作ヲネンズルコトヲ是念と云云。此末世と説たまふも今の時代にあたり候。正像末サウマツの三時と云て、これを二月十六日より五百年を正法といひ、次を像法一千年。合て千五百年過ぎて後を末法萬年と云。されハその末法に法のめつせんときハ、在家ともいひ、出家ともいひはん人の中に、大慈悲の心を持たる人出世あるべし。是を縁ある衆生は念ずべしとなり。此文のおくに此人をハ大なるとが人と

いひてうしなへんと説たまへり。七乃卷の藥玉品に、後五百歲中与有文も、後の五百歲とは、第五番目の五百歲にも如説に修行せは、於此命終。即往安樂世界阿彌陀佛大菩薩衆圍繞住處。生蓮華中寶座之上。と説たまへは、釋尊の未來記は今、時の人々にて候ぞ。

大切の事に思、信心をこたらせ給な。

此の教諭は、慶安三年の遺誡にも、殆ど同様の文が記されて居り、よく其の信仰態度を示すものである。

尤も、右の文については、こゝに一筆觸れて置かねばならない。それは引用の法華經安樂行品の章句の訓讀で、これはその「應^シ作^ス是^ヲ念^ス」を「應^シ作^ス是^ノ念^ヲ」と讀んで、これに續く以下の文中に「是^ノ念^ヲ」の内容を求めるのが正常なのである。然るに、右の引用文は恣に章句を截斷して、任意の訓讀を敢てしてゐる。従つて、單なる文章の訓讀といふ點から觀ると、それは妥當ではなく、或は誤讀若しくは曲讀の譏りを招くきらひがないではない。しかし今立脚點を變へて、信仰の立場よりする經文の解讀といふ點から觀ると、これを簡單に誤讀又は曲讀とは片附けられない。經文の解讀に必ずしも文章の常則が守られないのは、古來屢々先徳の例がある。今この臨西居士の場合にしても、その宏學達識を以てして、所依の根本經典を單純に誤讀若しくは曲讀したとは考

へられない。又これは或は先師及意上人以來の解讀でもあらう。況やその解讀の内容は、安樂行品の當該文章を離れ、法華經全體より觀れば、決して不當なものではない。殊に法師品の所説など、はよく合致してゐるのである。さうすれば、これは臨西居士或は涅槃宗に於ける一見識ある新しい解讀として、注目すべきものともなるであらう。

しかも、こゝに尙見逃せないのは、その鬪諍言訟白法隱没に就いての説明で、これは曾ての日蓮上人の場合と同じく、涅槃宗が法難に遭遇したことにより、法華經の豫言が的中し、それを奉ずる涅槃宗の正法たることがいよいよ證明されるとの意を寓して居り、従つて經典中の「末世に法華經を受持する救世者」に宗祖上人を比擬してゐるわけである。これ居士が上人を三界の獨尊として釋迦と併稱した所以で、その間の消息は、慶安三年七月三日附の深津七兵衛宛書狀の次の一節によつても、明瞭に知られよう。

釋迦大聖御入滅ハ、當年寅に至て既ニ二千五百九十九年にあひ當り候。先師誕生ハ、如來入滅より二千五百十二年目なり。然者後五百歳中と未來記したまへり。此五百年づゝ五ツニ別時、月藏大集經の趣ハ、初の五百年ハ正法堅固と定。ゆへいかんとなれば、如來ハ御入滅ありといへとも、迦葉・阿難等の大弟子相殘て正法を弘通せる故なり。今おも

む。れば、先師すでに三十二年に及ぶ。其正法などが滅すへき。勸化の人名聞利養なく、聞人正信たらば、佛の在世異なることなかるへしか。

右の考へ方は、「佛」を解して、「ホトケハ出世ノ善知識ヲ云也。往古ヲトレハ過去七佛、今ヲトレハ常座ノ善知識也」と言ひ、その七佛に就いて、「佛號時代替タリトイヘトモ、是皆一佛ノ命ヲ以テ度々出世シ、群類ヲ導キ給フト知ルヘシ。」と説明し、更に具體的には、「釋迦ノ時代ノ者ハ釋尊ニアイテ往生ヲ定、日蓮ハ其代ノ者ヲミチビキ、今ハ今ノ知識ナリ。能々唯今ノ御教ヲタツトミタマへ。」と教へてゐるのと相關聯するもので、居士の及意上人及び其の教法に對する熱烈な尊崇は即ちこゝに由來する。

このやうにして、涅槃宗は、日蓮宗に酷似する反面、また同じく末法思想を根抵とし、法華經の中でも特に藥王品を重んじて、阿彌陀佛の安樂世界を欣求することより、深き無常觀に立ち、學智を却けて信の一事を強調するなどの點に至るまで、淨土教にも著しく近似してゐる。今これを居士の書狀に就いて觀ると、現世の無常を説いたものは枚舉に遑がないが、中にも九月廿日附岡吉兵衛宛のものには、涅槃經の文を引いて、

文の心ハ、一切世間に生ある者ハ皆死ニ皈。いのちハ無量なりと雖、要必まさに盡こと

あるべし。夫盛サカンナルモノものは必カナラズ衰アハあり。合會アッものハ別離ベツリあり。壯年サカンナルトシも久停トビエラずとなり。無常ムジョウハめづらしからずといへども、身の上にちかづく事コトの用意ヨウイなきは、おろかなるにあらずや。

と戒告し、又寛永七年三月二十九日附淺草女人宛のものなどには、一層深刻に次のやうな説示を與へてある。

誠に、大力の矢をはげてうしろより射つくるよりはやき無常ハ、國王ものかれたまはず。故に涅槃經に、壽命雖無量。要必當有盡。文の心は、命ハはかりなしといへとも、要必當につくることあるべし。又曰、人命不停。過於山水。今日雖存。明亦難保。文の訓は、人の命ハ停す。山水よりもすぎたり。今日存すといへとも、明ハ亦保がたし。又出曜經にハ、此日已過。命即減少。如小水魚。斯有何樂。文の心ハ、此日已に過ぬ。命即減少す。小水の魚のことし。斯何の樂あらんとなり。いつれの人か昨日のかほばせを今日までもてる。時日さしうつりかさなりて、耳とをく、心ほれ、こしにはあつさの弓をはりてハ、佛法修行もかなはず、智者ハ此理をさととりて、かねて修行をこたらず。愚者ハこれをしらずして、欲に迷て三惡に墮在す。

そして信はこれこそ宗教の生命であるから、その教諭は特に懇篤を極めてゐる。例へば、早く
 元和年間の書状に、諸師の言を引いて、次のやうに詳しく説いたものがある。

佛法修行につきて二つのさわりあり。眞實を得ざるときハ疑を以て第一のあたとす。法
 華經にハ、この經をうたがひやぶるものハ、則一切の佛のたねをたつものなりとのべ、
 先師の言にハ、うたがひハ生死のきづな、佛をしぼりて地獄にやると擇、法然上人ハ、
 生死の家にはうたがひを以て所止とし、涅槃の都にハ信を以て能入すとあかせり。親鸞
 其文を受て、正信偈と云本に、還來生死輪轉家決以疑爲所止としるしをけり。訓してよ
 めば、生死輪轉の家に還來ことハ、さだまつてうたがひのころを以て所にとゞまる
 とすとなり。たとひ八萬法藏十二部經をきくとも、疑心あらば聞にあらず。調達ハ六萬
 藏の經をよミたれども、疑あれば奈落におちたり。うたかひハ生々流轉のたねなり。よ
 くつゝいしむべし。

又晩年、嗟峨隱棲の翌年深津・落合の二門徒に宛てた書状にも、同様次のやうに説かれてゐる。
 佛法修行にハ信を以て能入すといひ、信ハ道の源功德の母ともいへり。信ハ寶の山に入
 手なり。信ノ手なくしてハ、いかにして佛法の寶をとらん。されバ釋迦大師の御入滅ハ

すでに二千五百九十七年、先師上人の入寂ハ三十年に及といへども、信心堅固にして如説に修行せば、必往生の素懐をとぐべき事うたがひなし。たとひ千經萬論をよミたりといふとも、眞實の信なきものハ無間におつべし。提婆が千經をよミて奈落におち、慈童ジドウが一念の信心に依て淨土に生たるよし、經論に見へたり。

さて、この信を得て後は、懈怠けだいななき修行が大切であるが、それについてはまた、三世因果の法をよくわきまへて、日々の行を慎しみ、世に處する道に過誤なきを期さねばならない。そこで例へば、五月十一日附松島吉左衛門宛の書狀には、經典中の説話を舉げて詳しく因果の理を説いた後、更に次のやうに懇ろに諭してある。

因果といひて惡事のあしくむくふ而已にあらず。善因善果惡因惡果とて、善惡ともに三世に及で遯事なし。しかるを、善因よく報て富貴高位大名或ハ無上の法門にあひなどするを果報といへり。因果も果報も義理ハ一ツなるべし。されば前生の因今生にて酬ハ巡先業と云。今生にてなすところの善惡の因、そのまゝ今生にて酬を巡前業と云。又今生にての因來生にて報を巡後業と申なり。故に少成とも慈悲善根功德の因を植、惡因を恐へきなり。されば先師も舊業をおそれ新業を作ことなかれ、初て今惡の因を植ことなか

れ、とおほせられたり。涅槃經に、諸惡莫作。諸善奉行。と云云。文の心へ、もろく、の惡をつくることなかれ、諸の善を行たてまつれとなり。

この文中に引用された「諸惡莫作。諸善奉行。」の語は、涅槃宗の根本經典たる涅槃經を始め、増一阿含經其他に見えて、凡そ佛敎に於ける最も根本的な敎誡であると共に、又實に涅槃宗に於て特に重んぜられたものであることは、この宗の勸化文に第四條として掲げられてゐることによつて知られる。

かくて、篤い信仰を奉持し、懈怠なき修行によつて到達せんとするところは、無爲大樂の涅槃即ち極樂の往生である。これにつき、三月廿一日附萩ノ庄三郎宛の書狀に、特に先師勸化の趣旨として述べられた一文は、簡潔で力強く、注目すべきものであらう。

佛道修行の趣品々なりといへども、先師上人勸化のをもむきへ、かならずしも經論をよみ、文字をかくにもよるべからず。唯心法の源を了、巡次の道を明にして、三寶の大恩をふかく禮し、ふるき罪をばくやみ、あたらしき罪をかさず、物毎に慈悲の心ふかく、朝夕本來の飯命の念想たえずへ、百人へ百人、千人は千人ながら、皆以極樂の大往生をとぐべし。

ところで、涅槃宗が一般宗派と趣を異にするところは、餘經他宗を排斥せず、それらを等しく釋迦一佛より出た隨宜の教説教法として、それぞれの立場に於てこれを認めたことで、居士の遺文にもそれがよくあらはれてゐる。例へば早く寛永四年の先師忌日の諷誦文に、「夫一代八萬四千ノ法門ハ隨力演説ナレハ、修行スルニ何モ其益空シカラズ。」と言ひ、又晩年の十二月九日附の後藤市左衛門宛の書狀に、「諸宗皆佛説ナレハ得菩提候。そしりたまふ事なかれ。」と諭してあるなどがそれである。従つて、日本佛教史の綱要を説いた法傳記に各宗を説くに當つても、その態度は公平で、天台眞言の二宗を語つた後には、

顯密ノ二法ハ帝闕尤モ御尊崇アリ。深源ヲシラザル人ハ聖道門トテアシキ事ノ様ニ云ナセリ。敢テ謗事ナカレ。

と誠め、次いで淨土宗を説いては、

深遠廣學ニ及ザル族、必此法ヲ修スベシ。末代下根ノ凡夫相應ノ要法ナリ。

とて、これを勧めると共に、更に語を續けて、

當代淨土門ノ人錯ル心アリ。如何トナレバ、我ハ賢テ易行ノ念佛ヲ修テ淨土ニ往生ス。

他宗ハ聖道自力ナリ。成佛スベカラズトテ、聖道諸宗ノ教法ヲアシキ事ノ様ニ思ナセリ。

コレアヤマリナリ。祖師ノ心ハサヤウニハ見侍ラズ。

とて、法然上人の著「選擇集」を引いて之を論し、最後に真宗を説いては、其の末々の門人等が祖師の意に反して他宗を誹謗し、餘佛を排斥することを指摘し、次のやうに述べてある。

縁ナクシテ我信セヌ計ニテ社アルベキニ、何モ釋迦一佛ノ説ヲ以テ所立シタル宗旨ヲ左様ニ思ハン人ハ、心狭キ佛法者ナルベシ。祖師開山ハ錯ナキヲ、末學ノ門人法ヲ汚セリ。能知識ニ親近シテ、眞實ノ信心ヲ儲ベシ。智識ト者慈悲ト智恵ヲ具足セル能化ヲ云。何宗ニ限ベカラズ。形像ニ依ベカラス。高位衣服堂舍佛閣ノ荘嚴ヲ見テ後世ヲ任スル事ナカレ。一度奈落ノ底ニ隨在シテハ萬劫ニモ皈ラズ、今優曇ノ人身ヲ受タリ。能々分別スベシ。

誠に卓見と言ふべきであらう。

次に居士の教諭に於て注目せられるのは、屢々神祇崇敬が説かれてゐることである。例へば三月廿一日附萩ノ庄三郎宛の書狀に、次のやうな一文がある。

夫我朝ハ神國たるに依テ、諸宗の祖師佛法を弘めんためにハ、まづ鎮守として社を立、神の威光をあふぎ、しかうして佛法をほどこしたまふ。天台傳教大師ハ山王權現を敬、智

シヨワシ^ン シンラミヤウジ^ン コウボウ^ツ シンシヨミキウジ^ン リヤウベンソウジヤウ^ウ ハチマ^ン ボサツ^ウ ゲンゴウジヤウ^ウ カスガミヤ^ウ
證大師ハ新羅明神、弘法大師ハ四所明神、良辨僧正ハ八幡大菩薩、玄昉僧正ハ春日明
神を崇^{アガメタマフ} 給。其外いづれも神の威光^{カミ}を^{チクワウ}はなれて佛法^{ブツホウ}たちがたき故^{ユヘ}なり。但神^{タマシ}において權
社實社^{シヤジツシヤ}のへだてあり。權社^{オンジャ}の靈神^{レイジ^ン}ハ本地涅槃^{ホンヂネハノイ}大都會^{ブツボサツ}の佛菩薩^{ブツボサツ}なるが故^{ユヘ}にふかくあがめ、實
社^{シヤ}の蛇神^{ジャシ^ン}は人にたゞりをなすものをすかささんがために神とあがむる類^{タグイ}なり。かやうの神
を崇^{アガメ}てたよりとなる事あたはずといへども、こまやかにそれをしりわけ給事叶まじけれ
ば、いづれの社^{ヤシロ}をも^{ホソ}ろそかにしたまはず。必^{カナラズ}再拜^{サイハイ}とて神^{カミ}を^ニ度禮^{ドレイ}する物^{モノ}にて候。こ
れは本地^{ホンヂ}と垂迹^{スイジヤク}のいはれあるが故^{ユヘ}なり。必^{カナラズ}以^{モツ}先師^{センシ}の流^{ナガレ}をくむ^ユや、から神祇^{ジンギ}をおろそかに
すべからず。

右の文に、「我朝は神國たるに依て、神の威光をはなれては佛法たちがたし。」と言ひ、懇切に神
祇崇敬を説いてあるのは、甚だ注目すべきことで、その神の本地を佛とするところは、古來の神
佛習合本地垂迹思想によるものである。又神を權社の神と實社の神とに區別する考へ方も、法然
上人の思想を記したとせられる「一向專修七箇條問答」に見えてゐるから、その思想の由來する
ところは自ら知られるであらう。

以上臨西居士の信仰の一端を窺うたのであるが、その資料とした一部の遺文や著述などによつ

て知ることは、居士の學問が極めて博く且つ深いことである。その遺文には、各種の經典其他諸宗の先徳の著述が、恰も囊中の物を探るかのやうに、隨時隨所自由自在に活用されてゐるばかりでなく、又佛典以外の書所謂外典類も色々見えてゐる。殊に法傳記上下二卷は、極めて簡潔で要を得、且つ一家の見を以て各宗を批判しつゝ、佛教史の綱要を説いたもので、各種の引用書と相俟つて、其の宏學達識は敬服すべきものがあり、其等の全體を通じ、非凡な睿智と偉大な教化の程が偲ばれるのである。

註

- ① 元和五年八月十六日附の書狀及び慶安三年八月七日附の諷誦文。
 ② 三月廿九日附淺草女人宛書狀。
 ③ 慶安元年六月廿八日附深津・落合二門徒宛書狀。
 ④ 七月三日附深津七兵衛宛書狀。
 ⑤ 慶長十七年七月九日附の書狀。
 ⑥ 法傳記上卷。
 ⑦ 慶長十七年七月九日附の書狀。

一一 遺 誠

正保四年嵯峨に隱棲してから四年目、慶安三年(西曆一六五〇年)の頃になると、臨西居士も最早や餘程老衰したらしい。七月三日附松島吉左衛門宛の書狀には

愚拙モ于今存生ニハ候へ共、殊外老迫致候。來年ハ先師上人三十三回ニ罷成候。其回忌ニ奉値事努(ツク)不依思候。

と言ひ、同日附で深津七兵衛に與へたものには、更に具體的に次のやうに述べてある。

愚拙モ當年ハ殊外草臥候て、中々來年先師之御年忌ニ奉値事ハ難叶候。重而御書中給候とても、御報なども仕事成申間敷候。第一心もほれ、眼もかすミ、朝暮之禮拜も不自由之躰ニ候。生死病痛ハ人間定りの覺悟に候へ共、今更の様ニ申事御心中も恥敷候。

これによつてもその衰勞のさまがよく窺はれよう。かくてこの年八月七日の先師の忌日には、翌年の三十三回忌を繰り上げて懇ろに法要を營んだが、これも明年の命を頼み難いと危ぶんだからで、^①次いで十一月にはまた遺誠をも認めたのである。

それには先づ第一に釋迦の出世成道の次第を述べ、其の教法の甚深微妙なことを説いた後、第二に末法の今の世に於ては必ずしも出家に限らず法華經によつて如説に修行すべき事、第三に亡者の爲に善根功德を手向け追善すべき事、第四に神祇を崇敬し三社の託宣を信奉すべき事、第五に何宗に限らず其の開山知識の教法に従ひ、惡業をつゝしみ、信心堅固にして、一大事を遂ぐべき事、第六に現世の不淨苦患無常の相を觀じて後世を求むべき事、第七に四恩即ち天地の恩父母

の恩國王の恩衆生の恩と三寶の恩を貴むべき事を説き、次の和歌を添へてある。

法のあとをつけとそ思ふ親の身の

かたみのためにかき残すなり

この遺誠は長文のまことに懇篤を極めたもので、いろいろ注目すべきことが見えてゐるが、中でも特に著しいものを挙げると、その第一は先づ初めに説かれてある信仰の在り方であらう。「釋尊の教法は甚深微妙なもので、隨力演説と言つて、人々の機根に應じ色々法を説かれたのである。そして今の宗旨とは、其後に現はれた善知識が、この釋尊の教に基き、其の時代々々の衆生の機根に應じて立てられたものに他ならない。それ故信仰といふものは、銘々自分の機根に應じ、善知識に従つて如説に修行すればよろしいので、必ずしも何の宗旨と限るべきではない。然るにこの妙なる佛の御慈悲を知らず、或は經文の五卷十卷、一宗の片端を聞いて、我が信ずる法をのみよしとし、餘の經論他の宗旨は僻事のやうに誹る者があるが、これは實に勿體なき次第で、偏に小智の致すところである。三世の諸佛同一體萬法皆一如である。敢て隔てる心なく、たゞ我が信心のおろかなることを悲しむべきである。」これがその要旨で、同様なことは既に前にも紹介したが、遺誠にはそれが巧妙な譬喩を交へて極めて平易に分り易く説いてある。次にその原文を

掲げよう。

一切衆生の根機八萬四千にして不同なるによつて、其機ごとに應じて法をも八萬四千に説給ふによりて、八萬の御法と申なり。或はけむどん邪見なるものには、ものゝ因縁因果、無常のはかなき事を説、智慧愚にして其理りとりえざるものには、たとへをもつて説教たまふ。是を隨力演説といひて、何もそれ〳〵の功德利益あるなり。たとへば人間の食物其味一しゆにあらざ。あまき物をこのむ人あり。からき物をあひする人あり。我このむ味ひをほめて、よの味ひはみないらざること、申さんや。代々の出世の知識の道さま〳〵なり。何も釋迦如來の説のこし給ふ經文に依て、其時代〳〵の衆生の機にしたがひて、宗旨を立給ひしなり。無量義經に曰、「衆生の性欲不同なれば種々に法を説」とのたまへり。譬人の親の子をそだつるがごとく、一二歳の時は乳ぶさをふくめ、すこし成人すればそれ〳〵のげいのうををしへ、さかりになれば家を渡がごとく、佛法も淺より深に入しめたまはんがために種々の御説法あり。然にそのたえなる佛の御慈悲をしらずして、或は經文の五卷十卷一宗のかたはしを聞て、我信ずる法はよし、餘の經論他宗ハひがことのやうにとりなしそしる。勿躰なき次第なり。又は餘宗の佛はおそろしき

物のやうにおがむ事こともなし。是小智のゐたす所なり。三世の諸佛どういつたいまんぼう同一躰萬法ミな一如也。
 あへてへだつる心なく、たゞ我信心のおるかなる事をかなしむべし。

これは實に深奥濶達なしかも謙虚な境地であつて、宏學達識の人にして始めて言ひ得ることであらう。かくて第五條に、人身は受け難く、佛の出世に會ひて正法を聞き信を得ることの難きを述べ、信心の必要を力説した後、「いづれの宗旨にても開山知識の示したまふ面目あるべし。そのおしゑにそむかず、ずいぶん惡業をつゝしみ、信心堅固にして、一大事をとげたまふべし。」と教へてあるのも、かうした立場から來てゐるのである。しかも一方、第二條に當世が後五百歳の正法破滅の末法の世に當ることを説き、かゝる世にも修行次第で救濟の道ありとて、法華經を受持し如説に修行すべきをすゝめてゐるのは、即ち涅槃宗本來の立場を示したものに他ならない。

次は神祇の崇敬で、その中權社の神と實社の神に關する説は前に述べたところと變らないが、こゝに重視すべきは、所謂三社託宣の信仰である。三社とは伊勢・八幡・春日の三社を云ひ、その託宣の内容は次の通りになつてゐる。

天照皇太神

謀計は眼前の利潤たりと雖も必ず神明の罰に當る。

正直は一旦の依怙に非ずと雖も終には日月の憐を蒙る。

八幡大菩薩

鐵丸を食すと雖も心穢の人の物を受けず。

銅焔に坐すと雖も心濁の人の處には到らず。

春日大明神

千日の注連を曳くと雖も邪見の家には到らず。

重服深厚たりと雖も慈悲の室には赴くべし。

この三社託宣に就いては、恰もこの遺誠と同年の慶安三年に「三社託宣略抄」の著もあり、古來議論のあるところで、其の成立の時期は尙明確でない。併し室町時代の初には既に成立してゐたものゝやうで、その内容が神儒佛三教のいづれの趣旨にも適ふところから、近世期に及び、上は皇室より下は一般庶民の間に至るまで、廣く信仰せられたものであつた。^③

さて、遺誠にはこの三社託宣に就き、商賣上の例まで擧げて、次のやうに懇切に説明してある。

まづ天照太神の御託宣ハ、謀計は眼前の利潤たりといへども必神明の罰をあたる。ぼ、うけいとハはかり事をめぐらし、人の心をかすめ、すぢなき金銀をとる事なり。それは

目の前にては利潤徳と思へども、必神明の御罰あたるなり。正直ハ一旦の依怙にあら
 ずといへども終にハ日月の憐をかふむるなり。此心ハ、或は物事賣買につきても、たが
 ひの約束より多くあらん時、多き分を正直にかへせば、一旦は依怙ハなけれど、天照
 太神の御あはれミをかうむるとなり。八幡大菩薩の御託宣ハ、鐵丸を食すといへども心
 湾の人の物をうけず。是ハ八幡大菩薩はきこしめすものなくして、鐵の丸かせはきこし
 めすとも、心のけがれたる人の捧物は受させ給ふまじとなり。銅焔に座すといふとも
 心濁の人の處へハいたらず、是ハ八幡大菩薩の御座所なくして、たとひ鉦のほの上
 にハ影向なさるゝとも、心の濁人の所へハいたり給まじとなり。亦春日大明神の御託宣
 には、千日注連をひくといふとも邪見の家にハいたらず。重服深厚たりといふとも慈悲
 の室にハをもむくべし。此心ハ、注連とはしめを引事なり。千日ハ三年なり。三年の間
 しめを引、ものゝけがれをきよめて勸請申とも、邪見成者の所へハ影向あるまじ。た
 とひ重服深厚とてけがれたる事多くふみあひ、何か不淨かさなりたるといふとも、慈悲
 心ある人の所へハをもむき給ふべしとなり。然バ神も佛も心清淨に正直慈悲あるをよ
 ろこばせ給ふなり。

要するに、これは結びの一句によつても明らかやうに、處世上に於て正直慈悲清淨を本とすべきことを諭したものであるが、これがまた涅槃宗の立場から來てゐることは、及意上人の詠歌や賢海法印の三社託宣の掛軸等が傳はつてゐることによつて知られるのである。^④

かくて、この遺誠には涅槃宗の立場より佛教信仰のあるべき姿と處世の道とが懇ろに説かれてゐるのであつて、其等の全體を通じ、特に慈悲が重んぜられてゐるやうに見受けられる。

註

① 慶安三年八月七日附の先師三十三回忌諷誦文。

② 續々群書類從第一神祇部所收。

③ 三社託宣に關する近來の研究として注目すべきものに次のやうな諸論文がある。

- 一、星野日子四郎氏「三社託宣の歴史的批評的研究」〔明治聖徳記念會紀要第一卷―第三卷〕。
- 二、河野國雄氏「三社託宣の起源と其の信仰の普及」〔軍事史研究第三卷第三號〕。
- 三、同氏「江戸時代に於ける三社託宣の研究」〔國學院雜誌第四十三卷の第八・九號〕。
- 四、平泉澄博士「卜部兼俱の窺

罪」〔史學雜誌第三十一編ノ七〕。

五、河野省三博士「三社託宣の信仰について」〔國史學第十四號〕等。

④ 及意上人の詠歌としては、天鷲寺所藏の釋及海の手記に次のやうなものが見える。

一、ヤマトナルカスカノヤシロイツレソヤ

ジヒノ心ノ人ト生ル。

一、イセトイフ神モコ、ロノウチニアル

正ジキハマタワレトヲシヘル。

又賢海法印の掛軸は河内神田の幸寺氏に所藏されてゐる。

一一一圓 寂

このやうに遺誠まで認めたのであつたが、その年は平穩に過ぎ、危惧した翌年の先師上人三十三回忌の年も亦事無く送つた。しかしその次の年、即ち慶安五年（承應元年、西曆一六五二年）の八月六日より病の床に臥して、卒に復た起たず、遺言には「於此命終」の文に節をつけて三たび訓へ、同月十五日の夕暮春秋六十八を以て安然として大往生を遂げたのである。文殊院由來書や天鷲寺の位牌或は同寺の過去帳に、之を承應二年癸巳としてゐるのは、果して何に據つたものか、いづれにしても明らかに誤りである。① 其の入寂の有様に就いては、由來書に次のやうに記してゐる。

悲哉。生死掟ハ遯サセ不給、承應貳年癸巳八月六日ヨリ御腦ノ床ニ令臥、本來ヘ飯ト思召、御遺言ニ於此命終ノ御文ニ節ヲ付三度訓玉、御星霜六十八歳ニ而、八月十五日暮六ツニ飯寂シ玉フ。扱天氣色ヲ見ルニ、西ニ五色ノ雲有。其中ニ紫雲縮々ト而如漣。日月モ心有カ、其夜ハカキ曇、三五夜中ノ新月モ蝕也。雨少降。

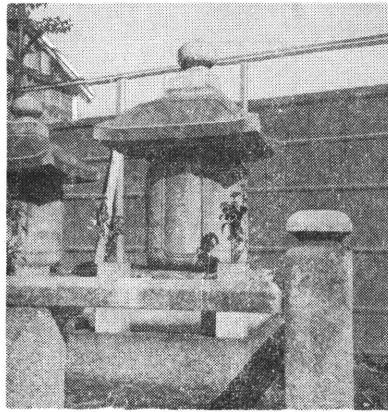
如何にも聖者の終焉にも相應しい記述である。その最後の「三五夜中ノ新月モ蝕也」は稍々難解の語句であるが、或は十五夜なるに拘らず満月が出ず新月のやうな月であつたのは、即ち蝕の爲

であるといふことかも知れない。兎に角慶安五年八月十五日の夜は確かに月蝕であつたから、由來書の記述は寂年を一年誤つてゐるに拘らず、當夜の有様を正確に傳へ、それによつて自らの寂年の誤を證明するといふ面白いことになつてゐる。又生年寂年二つながらの誤謬にも拘らず、六十八歳といふ享年も正しいもので、これは前に生誕の條で引用した慶安元年の書狀の「拙老當年六十四歳ニ成申候」から裏書される。

次に右の「於此命終」の文といふのは、法華經七の卷藥王品に見える「於此命終。即往安樂世界阿彌陀佛大菩薩衆圍繞住處。生蓮華中寶座之上。」か、その前後を含めた文で、それは法華經受持の絶大の功德、就中阿彌陀佛の安樂世界への往生を説いたものであるが、泉州の堺・播州の網干・河内の神田等の舊涅槃宗門徒の末裔の間には、今日或は近き頃までも、なほ脈々としてこの文が受けつがれ、特殊な節づけを以て讀誦し續けられてゐるのであつて、まことに感慨深いものがある。^③

さて、遺骸は翌十六日西院に於て火葬し、一族遺弟等舍利を拾うて、寺町通り高辻上ル永養寺に塔を築いた。由來書に「明ル十六日西院ニ而葬奉、各々御舍利ヲ拾、寺町通り佛光寺下ル永養寺ニ石塔ヲ立、御舍利ヲ奉納畢。」とあるのがそれである。永養寺はもと京都の古名刹で、住友

家との關係は元和八年文殊院の岳父をこゝに葬つたことに始まるのでもあらうか。④ともあれ、其後寛永十五年相次いで先立つた子女二人の墓を營んでより、香華寺となつてゐたものであつた。法號は「文殊院員外嘉休」と生前の稱號そのまゝである。



文殊院墓塔

まことに、文殊院は天稟の睿智と深奥な學識と熱烈な信仰と將又高潔な人格とを兼ね備へた傑出した道人であつた。そして所謂末法濁亂しよくらんの世に於て、威武に屈せず、名利しやくに著せず、その全生涯を通じ、終始一貫自らの信ずる正法を護持しつゝ、清く正しく強く生き抜いたところに、いとも貴い姿を見出すのであつて、此に於ては、最早や單に一住友の家祖たるに止まらず、日本佛教史上の異色ある存在として認識されてよいであらう。

記してこゝに至れば、文殊院の生涯は、この「文殊院員外嘉休」といふ七字の法號そのもの、中に、最もよく表現されてゐると言へよう。實にこの法號は世上一般の形式的な空虚なものとは趣を異にし、全體として、その人の本質に最も適合した意味深長な内容を包藏したものである。

永養寺の寶塔形の優雅な墓塔の表には、上に「釋迦牟尼佛」の五字を鐫り、下に「文殊院員外嘉休」の七字を刻んである。詣で、これを仰げば、意義深き六十有餘年の行藏、恰も走馬燈の廻るにも似て、髣髴眼前に浮び出づるの思ひがある。

註

① 慶安五年(承應元年)であることは、墓塔銘や孫友信の親類書或は菩提寺や家の過去帳其他で確實である。

② 續史愚抄にも同日の條に「月蝕」と見えてゐる。

③ 文殊院が節をつけて三度訓へたといふ「於此命終」の文が果してどれだけの長さのものであつたかは明確でなく、雙軒庵の風鈴につけられてゐたものや、後に述べる養子友以の清涼寺假堂再興趣意書の文などからすると、或はこゝに掲出したゞけの短い部分であつたかとも想像されるが、堺の門徒の末裔の讀誦するものは、その前後をも合せた長い文で、次の通りである。

若有人。聞是藥王菩薩本事品者。亦得無量無邊功德。若有女人。聞是藥王菩薩本事品。能受持者。盡是女身後不復受。若如來滅後後五百歲中。若有女人。聞是經典如說偈行。於

此命終。即往安樂世界阿彌陀佛大菩薩衆圍繞住處。生蓮華

中寶座之上。不復爲貪欲所惱。亦復不爲瞋恚愚癡所惱。亦復不爲憍慢嫉妬諸垢所惱。得菩薩神通無生法忍。得是忍已。

眼根清淨。以是清淨眼根。見七百萬二千億那由佗恒河沙等

諸佛如來。是時諸佛遙共讚言。善哉。善哉。善男子。汝能

於釋迦牟尼佛法中。受持讀誦思惟是經爲他人說。所得福德

無量無邊。火不能燒。水不能漂。汝之功德。千佛共說不能

令盡。汝今已能破諸魔賊壞生死軍。諸餘怨敵皆悉摧滅。善

男子。百千諸佛以神通力共守護汝。

又播磨や河内の門徒の末裔の讀誦するものはこれよりは短

く、右の文の初から生蓮華中寶座之上までである。

④ 慶長七年三月に歿した實父政行につき、垂裕明鑑には永養寺に葬ると記してゐるが、これは恐らく想像で、なほ確證

は見出せない。又寛永五年十二月に歿したと過去帳に記さ

れた母小仙の墓所も同じく明らかでない。

一三 流 芳

文殊院には男女二人の實子があつたが、寛永十五年相次いで歿した。そこで文殊院の計らひで、それぞれの配偶者であつた友以（良入翁）と龜女（春貞尼）とが再婚した。友房の先祖聞傳書の春貞尼即ち龜女の註記に「庄兵衛様御死去之已後、良入公も生蓮妙意様ニ御離レ被成候ニ付、嘉休公御同伴ニ而御下向、良入公と御夫婦ニ被爲成。」とあるのがそれである。二人の生家蘇我家と岩井家とは共に涅槃宗篤信の門徒で、二人は幼少より文殊院を尊信し、後相次いでその膝下に招かれることとなり、文字通り師父として奉事してゐたから、これは極めて自然なことである。

かくて富士屋は庄兵衛政以の子藤右衛門が継ぎ、藤右衛門の後はまだその子吉兵衛（後ち藤右衛門）が承けて、世々書林を業としたが、^① どういふ事情によつたものか、吉兵衛は後に備後三^{みよ}次の城主淺野長澄に仕へてゐた住友先祖の分れ久保田如心の養子となり、^② 又一人の弟も大阪の住友家即ち泉屋の分家に婿入して、^③ こゝに京都の住友家は消滅し、大阪の住友家に吸収されることゝなつた。

そこで文殊院の後なる住友は、養子の友以即ち良入翁が興した泉屋によつて傳へられることになつたが、その良入翁と春貞尼の夫妻は、共に久しく文殊院の特別な薰陶を受けてゐたから、文殊院の精神がこの家によく傳はつたことも容易に推察される。これを事實について見ても、良入翁は文殊院歸寂の二年前なる慶安三年に、紺紙に金泥を以て法華經の壽量・藥王・普門の三品を謹寫し、「偷かに^(おもん)呂みるに、法華八軸の妙典は一代五時の眼目諸說中の骨髓なり。四七品中今壽量藥王普門の三品に飯し奉り、二世の願望を達せんと欲す。云云」と奥書した。⁽⁴⁾これは即ち涅槃宗信仰の立場を表明したものであるが、次いで又その歸寂後二年の承應三年には、及意上人の恩德報謝並に父母六親眷屬と施主の無上菩提の爲にとて、日頃信仰する清涼寺釋迦如來の堂宇を新たに營み、特に懇望して、永代毎年八月七日の及意上人の忌日にその像を開帳し、この薰力によつて、施主の過現當三世の縁類はもとより、一燈一華一禮の行者に至るまで、臨終正念往生淨土の妙果を得んことを祈り、その趣意書の末尾に、法華經藥王品の「於此命終」の文と、涅槃經の賣身供養の偈とを書き入れ、之を厨子の内面に記しつけたのである。⁽⁵⁾その「於此命終」のことは、既に前に述べたから、こゝに再びしない。賣身供養の偈は、今文殊院自筆のものが傳はつてゐるの⁽⁶⁾と思ひ合せて注意を惹く。かくて住友家が後代永くこの釋迦佛を信仰し、その開帳に關係して來た

のは、即ちこゝに由來することを知るのであつて、これらによつても、文殊院の教法遺誠のよく遵奉されたことが認められよう。

何人によつてか稍々後に書かれた文殊院由來書には、或る名高い心靈家が良入翁を見立て、
 「天竺純陀ガ再誕也。法燈ヲ爲挑出生ス。子孫モ菩提心有テ、慈悲情心不絶、可爲家長久。」と語つたことが見えてゐる。これは一寸見逃せない文字で、天竺の純陀とは釋迦に最後の供養を捧げた有名な篤信家であるから、こゝに良入翁が文殊院に對して如何なる關係にあつたか々暗示されてゐるやうに見受けられる。ところで、この文には又その後「誠ニ子子孫孫迄繁昌ハ先祖之御影也。彌情ノ田地ニ慈悲ノ種ヲマキ給バ毎年可實乘。」とも述べてゐるが、これも亦注目すべきことで、この筆者は住友家の繁榮の根源は祖先の慈悲にあると解したやうである。

文殊院は平素その教旨より慈悲を強く説き、遺誠にも之を懇ろに諭したのであつたが、春貞尼に與へたものゝ末尾には、重ねて次のやうに述べてある。

(今生)(夢)(幻) こんじやうはゆめまほろしなれば、常任のおもひをなさす、よのいとなみにましわり
 (慈悲) たまふうちにも、じひのこゝろをさきとして、ほとけの御事を心にかけてたまふへし。
 (水)(世)(智)(慧)(福)(徳) これこそなかきよまてのちゑふくとくの人たるへし。

これは佛敎的處世觀としてはかくあるべきことで、彼此相對照する時、こゝにもまた文殊院の精神の後に傳へられたさまが窺はれるやうである。

文殊院の處世訓としては、垂裕明鑑に採録された關係で、從來比較的よく知られてゐるものに、旨意書と言はれる勘十郎宛の晩年の書狀がある。それは商賣上の心得を説いたもので、先づ冒頭には「不及言候へ共萬事情ニ可被入候。」とあつて、何事も粗略にせず心をこめて丁寧慎重であるべきことを説き、次いで具體的な事柄につき五ヶ條の訓誡を記した後、返し書に髮結について儉約のことを諭してある。次にその全文を掲げよう。

與介ニかミゆひとらせ可給候かミゆいニかねたし候

事ハ其方はかりなされ候へふたりまでハ大キニ候

商事は不及言候へ共萬事情ニ

可被入候

一何ニ而もつね(常)のそうば(相場)よりやすき物(安)

持來候共根本をしらぬものニ候ハ、少も(知)

かい(買)申間敷候左様之物ハ盜物と可心得候

一 何たるもの(者)にも一(夜)のやと(宿)もかし(貸)

申まし又あ(編笠)みかさ(預)にてもあつか(預)るましく候

一人のくちあ(口合)いせらるましく候

一 かけあ(掛商)きな(商)いせらるましく候

一人何やうの事申候共氣(短)ミしかく(言葉)ことは

あらく申ましく候何様重而具 = 可申候

以上

孟春十日

草名 花押

右の第一條は浮利に趨ることを戒めたものであるが、根本を究めるといふ慎重さは、冒頭の訓誠のあらはれであり、しかもそれが「盜物」に關聯してゐる點に、おのづから三社託宣の正直清淨を旨とすべきころのこめられてゐることも認められる。

ところが、以下の諸條は、卒然としてこれを見ると、或はその堅實さよりも、寧ろそれを過ぎて、固陋に墮すとも感じられるものもあり、特に第二條などに至つては、文殊院が日頃強調した慈悲の精神と矛盾せぬかと疑惑をも懷き兼ねない。しかしこれには當時の紛雜な世態についての

充分な理解が必要である。其の頃は諸家の牢人或は無頼の徒、ひそかに徒黨を結んで天下に横行し、その相連絡するところ意想外の廣範圍に及んで、治安を亂すこと多かつたのと、他方にはまた根強い天主教に對する禁壓のため、當局はその取締りに苛烈な連坐刑を以て臨み、罪なくして處刑されるものが珍らしくなかつた。そこで世人は何事によらずすべて掛り合ひを極度に警戒すべき現實の必要に強く迫られてゐたのである。今その間の消息を具體的に窺ふ一助として、當代記の慶長十七年六月の條に載せられた興味ある一記事を轉載しよう。

於江戸徒者集り、人を切事無斷絶。柴田孫作上口奉公の人也。彼者共を一人成敗しける處に、彼

黨類孫作所にも奉公して有けるが、我類を被切けるとて、則ち主の孫作を切殺。江戸中にも彼徒者三百程有けると云々。諸國に奉公して居ける者共、合三千人と云々。此中江戸にて有穿鑿、九十人程擄捕、籠へ被入。彼孫作切候者は、小者にて候つるを取立、侍にして懇切しけるに、忘重恩主の頭を切事、不及是非次第也。則ち彼者を生捕、類を被尋けるに、大將分は大鳥居いつ兵衛大風嵐の介大橋すりの介風吹はちり右衛門天狗郷右衛門など、云名也。則ち彼任白狀被相尋、悉擄取被行成敗。さて京都へ有下知、大坂堺、其外國々を彼一類成敗可有由也。依之無縁の者には此比宿を借事なし。旅人爲之迷惑。

す。彼いつ兵衛すまうをも能取、兵法をも能つかう間、若衆かふきとはしらす近付けるを、被行罪科、國々へ被遣。

彼かふき共の傍輩、徒者と不知して別而近付ける者に、かふき者の中、去五月喧嘩して死けるを葬んとて、無等閑傍輩に其事とは不云。無縁の者死ける間、結縁のため代物少合力候へとて様々云ける間、無何心代物少出しけるを、號其一類して被成敗。此者共無罪して死をかうむる。迷惑なりし事共なり。

これ實に端的に當時の紛雜な世態と當局の嚴重な處置とを示すもので、就中「依之無縁の者には此比宿を借事なし。」とある一句は、正に文殊院の立場と符節を合したやうである。

尤も、これは慶長末年のことであるが、かうした世態は其後も長く文殊院の晩年頃までもつゞいてゐた。殊に豊臣氏の滅亡後は牢人の取締りが益々嚴重となつて、妄りに宿貸することが禁ぜられ、大阪の例などで見ると、後には牢人に宿貸す場合は、總年寄を請人に立て、町奉行所の手形を以てすべきことが令せられ、若し違犯すれば、宿主並に五人組は百日、町年寄は五十日の牢舎に處せられるといふ有様である。⑨ 況や慶安四年の由井正雪の變によつて、その取締りが一層嚴重となつたことは言ふまでもない。又天主教に對する禁壓も年と共に強化され、殊に島原の亂後は

格別嚴密で、或は懸賞を以て教徒の出訴を促し、或は隱匿の場合宿主はもとより五人組までも連坐すべきことが令せられるに至つたのである。

かうした世態がわかつて見ると、上記の不審は最早自然に解消することになるであらう。即ちこの訓誡は實にかゝる時代背景を考慮しつゝ讀むべきもので、これはまた天正以來の不安な世態を長く經驗して世情に通じてゐた文殊院の老婆心のあらはれと解される。そしてこの點は前の第一條についても亦同様なことが言へるわけである。

なほ第五の人と争ふことを戒めた一條は甚だ味ふべき言葉であるが、これはまた同じく晩年門徒の深津七兵衛に與へた書狀にも同一趣旨の訓誡があり、それには「佛法世法について可心得事物事あらそう事なかれと云」と題して、次の歌が見えてゐる。

世は廣し時に依てや替らん

我しるはかりあると思ふな

争ひ易い者にとつて正に頂門の一針ともいふべき歌で、これにより本條の思想的根柢もよく知られるわけである。

要するに、この處世訓も、文殊院の深い佛敎的造詣に基く人生觀と、當時の世態とより生れた

もので、かゝる根源と背景とを考慮することにより、始めて真によくその内容が理解されることになる。

さて、かうした文殊院の精神は其後長く住友家に傳へられた。文殊院の歿後その徳を慕ふ一族遺弟等によつて、諸方の遺文が蒐集され、それが住友内部でも後々まで幾度か書寫されてゐるのは、この場合見逃せないことである。良入翁はさして長命といふ程でもなかつたが、夫に劣らず篤信の春貞尼は八十九歳の高齡で元祿十年までも生存した。このことはこゝに大きな關係を持つであらう。

(續夫)

下財を痛候様之仕方致間敷候。只正直之道理要用ニ候。外財最員を以仕役甲乙

有間敷候。此段ハ辰年(元祿十三)平七支配相改候節申付候得共、猶又此度申下し候。

これは寶永四年四月泉屋の當主から其の經營に係る伊豫別子銅山の支配方及び惣手代中へ下した覺書の一節で、一讀心惹かれる文字である。殊に文殊院の歸寂から約九十年を経た元文五年七月附の泉屋長崎店掟書の次の諸條は、前記旨意書との密接な關係を極めてよく示してゐる。

一唐物者不及申、其外何によらず、自分商堅ク致間敷候。勿論下直成ものたりとも疑

敷物一切調申間敷候。此趣召使之者共迄も常々急度申渡可置事。

一大阪より申下し候調物、何ニ而も買先を聞合念入、紛敷もの相調申間敷候。古來より之家法ニ而候得者、大切之事ニ候間、兼而其心得可有之事。

一諸方勤先ニ而縦令如何様之難題申掛候者有之候共、口論喧嘩致間敷候。尤附合等丁寧ニ可致事。

右の條文中、安いものでも疑はしいものは一切買ふなとか、何にても買先を聞合せ念を入れ紛はしいものは買ふなと言ひ、或は、如何なる難題を言ひかけられても口論喧嘩をしてはならぬと戒めてゐるのは、前記旨意書の訓誡がそのまゝこゝに生きてゐるのであつて、しかも文中「古來より之家法ニ而候得者大切之事ニ候」と明記してゐるところに千鈞の重みがある。^⑩

文殊院の旨意書は、其後實曆十一年懷徳堂の五井蘭洲が之を披閲して、箱蓋の裏に長文の識語を書し、「事微ナルガ如シト雖モ、然レドモ其ノ意ヲ得テ推シテ行ヘバ、即チ其ノ必ズ用フルニ勝フベカラザルモノアラン。」^⑪と推賞した。これは本書が其後愈々尊重されるに至つたことを推測せしめよう。又これに先立つこと三年、同八年に七十一歳の高齡で歿した分家理助家の祖友房はその書置にかう記してゐる。

現在の果を見て過去未來を知るといへば、常にこゝろを信にして家名を失ふことなかれ。

日々にとみせはなにかあらん。かへすくもよこしまなるわさはかたくあるまじけれ。

この友房は先祖聞傳書の筆者で、その家には祖母春貞尼の手を経て文殊院の遺文遺物の類を傳へて居り、この書置の表具の一字と風帶も文殊院の帶の裂きれを用ひた旨が箱書に見えてゐる。さうした點より見て、この書置がまた文殊院の教誡につながるものであることがおのづから觀取される。そしてこの友房の孫友良ともがたは、祖父の後を承け改めて詳しい先祖傳書を撰修したが、その中で文殊院の徳を次のやうに讃へてゐるのである。

生得氣量發明ニシテ、能ク萬事ニ通ジ、知識ニ隨テ釋門ヲ悟道ス。一ヲ問ウテ千萬ヲ知リ、少ヲ聞イテ廣大ヲ悟ル。自然ニシテ天地ノ夷變ヲ辨考スルコト妙ナリ。是ニ於テ衆人道心ヲ崇敬シ、此ノ徒ニ會スル者數百輩、人ニ教ユルニ佛傳ニ依ルト雖モ、皆身ヲ修メ家ヲ齊フノ要ヲ解ク。誠ニ君子ノ行フ所ト爲スヘシ。⁽¹⁴⁾

これがその讃辭で、かうしたことが記されることは、即ち文殊院の精神の尊重されたことを暗示するものとして、大いに注目されよう。

かくて明治の新時代に入り、その十五年新たに家法を定めた際、第一款家憲の第三條には次のやうに規定された。

我營業ハ確實ヲ旨トシ時勢ノ變遷理財ノ得失ヲ計リテ之ヲ興廢シ

苟クモ浮利ニ趨リ輕進ス可ラザル事

これが古來の家法の精神を繼承したものであることは、あらためて言ふまでもない。事實またその序文にも、「二百五十餘年慣用シ來レル良法ニ基キ之ヲ今日ノ時勢ト人情トニ參酌シ云云」と見えてゐる。次いで同二十三年には家法の改正が行はれ、新たに家憲と家法とが分離されたが、この時右の條文は「營業ノ要旨」として、家法の劈頭に次のやうに掲げられることゝなつた。

第一條 我營業ハ信用ヲ重ンジ確實ヲ旨トシ以テ一家ノ鞏固隆盛ヲ期ス

第二條 我營業ハ時勢ノ變遷理財ノ得失ヲ計リ弛張興廢スルコトアルベシト雖モ

苟モ浮利ニ趨リ輕進スベカラズ

これは前のものと比較すると、新たに「信用ヲ重ンジ」と「以テ一家ノ鞏固隆盛ヲ期ス」の二句を加へた外は、「之ヲ興廢シ」を「弛張興廢スルコトアルベシト雖モ」と改め、二ヶ條に分つたゞけで、根本の趣旨は變らない。かくてこの條文は、其後の家法の改正に於ても變更されることなく、營業が會社組織となり、家法が社則と改稱されるやうになつても、不似合な「一家」の字句を削り、或は書出しの「我營業」を「我住友ノ營業」と改めた位で、そのまゝ永く繼承されたの

であつた。即ちそこに一貫した文殊院の精神の流れを見るであらう。

文殊院の徳芳の遙かに遠く後代に流れ及んでゐるさまは實にかくも著しい。それだけに住友にとつて如何に大きな存在であるかゞいよいよ深く偲ばれるのである。

註

① 友信親類書・友房の先祖聞傳書・友良の先祖傳書。

② 友房の先祖聞傳書に「富士屋藤右衛門前名吉兵衛後ニ久保

田如心へ養子三好屋藤右衛門」と見えてゐるが、この久保

田如心については、友信親類書に「淺野土佐守様家來御合

力米。久保田源大夫と申者國に罷在候。是ハ住友先祖ノわ

かれ。甚兵衛(友信)と五從弟。」とある。友信の五從弟と言

へば、入江土佐守の兄弟の後であらうか。又この友信親類

書は元祿八九年のものであるから、當時の淺野土佐守と言

へば備後三次の城主長澄のこと、親類書に國とあるのは

即ちこの三次のことと思はれる。右の先祖聞傳書に見える

藤右衛門の三好屋は即ち三次屋のことである。

③ 友房の先祖聞傳書及び友良の先祖傳書。

④ 今日その經卷が現存してゐる。掲出の奥書の原文は次の通りである。

偷曰法華八軸妙典一代五時眼目諸說中骨髓也四

七品中今奉販壽量藥王普門三品欲達二世願望

⑤ 趣意書は清涼寺藏清涼史略乙集に収録されてゐる。

⑥ 卷頭圖版第一參照。

⑦ 「臨西」の署名筆蹟などから、晩年のものであることが知られる。

⑧ 垂裕明鑑には「萬事慎。可被入候」と讀んでゐるが、慎ミ

と讀むのは文字の上からも用語の上からも無理である。情

も可なり六ケしい讀みで、字は寧ろ惟の草書に近いが、意

味の上からは穩當でなく、「情ニ入れる」は近世の通用語

であるから、かく讀むのが最も無難と思はれる。

⑨慶安元年四月及び九月の叮觸(大阪市史收録)。尙四月の叮觸に「牢人之事度々如相觸」と書出してあるのは、かゝる觸がそれまでにも度々出されたことを示してゐる。

⑩旨意書の「人のくちあい」の「くちあい」は「口合」で、これは仲介(保證)に立つことゝ解される。

⑪七月三日附書狀。

⑫尤も、口論喧嘩の點は當時天下の法度でもあつたから、旨意書にのみ基くとはなし得ないだらう。

⑬識語の全文は次の通りである。

禮以處儉。々以愛福。々以惠人。惠復養福。久榮不衰之道。吾聞。嘉休住友君之御家也。實用斯道。乃明嫡庶上下之分。塞男女玩好之淫。不然則以市井編戶。焉

得能積巨萬之貨。建百年之業。嗟乎。世復有諺。所謂

父勤子逸孫巧者。甚至堂構纒畢。竈突未點。乃債家他人入室。是愉者。視諸住友家。何其吉凶之相霄壤。可不畏哉。可不慎哉。此書乃君之所以諭家人。及貽子孫。

雖如事微。然得其意。推而行焉。則其必有不可勝用者。

寶曆辛巳四月

五井純禎識 印

⑭原文は次の通りである。

生得氣量發明而能通萬事。隨知職釋門悟道。問一知三萬。聞少悟廣大。自然而天地辨。考夷變妙也。於是衆人崇敬道心。會此徒者數百輩。教人雖依佛傳。皆解修身齊家要。誠可爲所行君子矣。

⑮尤も、實施は翌二十四年からである。

終

附
錄
文
殊
院
由
來
書

解題

本書は題名を缺いてゐるが、姑く冒頭の書出しの語句を採つて、かく「文殊院由來書」と名づけることにした。文殊院の略傳を綴つたもので、祖先や義兄蘇我壽濟翁父子のことも併敘してある。撰者並に撰述年次を明らかにしないが、文殊院の寂年慶安五年(承應元年壬辰九月十八日改元)を「承應貳年癸巳」と干支まで附けて誤記し、或は寛永十一年より萬治元年迄の大阪西町奉行曾我丹波守を、初代の大阪城代でもあるかのやうに記してゐるなどの點から、文殊院の寂後餘り近い頃の撰ではないと考へられる。又大阪の涅槃寺即ち天鷲寺の位牌や過去帳に、同じく文殊院の寂年を承應二年としてゐるのは、その間に何等かの關係なきやを臆測せしめる。併し本書が文殊院の發病より示寂造塔までの有様を可成り克明に又正確に描寫してゐるのは、さうした傳へが尙失はれなかつた頃に書かれたことを暗示するもので、或は文殊院の遺弟などの手に成つたものかとも思はれぬでもない。尤も文中に「誠ニ子孫孫迄繁昌ハ先祖之御影也云」とあるのは、それだけを見ると、子々孫々の遙か後代に至つて始めて本書が書かれたやうに解されぬでもないが、更に全體的に見れば、これはそのやうに文字通りの通例の世俗的意味ではなく、多分に宗教的觀念の盛られた敘述

とすべきであらう。

本書の記述には、前記の文殊院の寂年や曾我丹波守の役職の外にも、尙誤りがないではない。文殊院の出生を天正十二年とすること、蘇我理兵衛の改姓を専ら大阪城代との同姓を憚る便宜的處置とすることなど、その著しいものである。それにも拘らず、本書は極めて簡略ながら、文殊院の最も早い傳記として、又蘇我壽濟翁の事蹟や住友蘇我兩氏の關係を示すなどの點に、甚だ尊重すべきものである。

本書の原本は明らかでなく、こゝに底本として用ひたものは、杉原半紙六枚の袋假綴の寫本で、表紙を缺き、「秘事門徒之事」と題する記事を同筆で寫した二枚分が後に綴合はされた簡略な體裁のものである。書式は一頁九行一行二十數字になつてゐる。書寫の年代は恐らく江戸中期を下らないであらう。

印刷に當つては、成る可く底本とした寫本の原形を存するに勉め、異字・略字・俗字・誤字・衍字・脱字・假名遣・送假名等は舊に依つて改めず、場合により側傍に（ ）を附して適宜註記を加へることとした。

文殊院由來書

文殊院(ウヅ)嘉休公由來ハ桓武天皇八代後胤秩父十郎武綱十六代後住友備中守忠重ガ子備前守頼定其子式部大輔定信其子入江土佐守信定也母入江右京ノ進女成故ニ入江ヲ名乘

一越前ノ國主柴田修理亮勝家ハ信長公之老臣也然所ニ羽柴筑前守秀吉威勢逐月ニ加里祿逐年ニ増勝家はヲ妬秀吉ト及銚ムシユン楯時ニ中川瀨兵衛清秀守志津嶽尾崎陣城入江土佐守信定モ屬清秀手固陣城時ニ柴田權六佐久間玄番引率一萬五千餘騎來放火攻之清秀出戰討取敵數百負痛手自害ス信定モ相從合鋒討取數多戰死ス鳴世ニ中川十六騎武者之隨一也時ニ秀吉引率數萬騎敵懸合給強敵ト云大事之場成故此時秀吉御免有テ未若年ノ御馬廻加藤虎之助一柳監物片桐一松伊井ノ万千世藤黨新七平野權平亂入我一ト鎧合ス權六玄番切立ラレ軍破毛受勝介ハ引留御幣ヲアヅカリ勝家ト名乗討死ス其間ニ權六玄番郡府ヘ引退秀吉家康ハ敗軍之勢ヲ追透問アラセズ越前ノ郡府北庄ヘ攻入北ヨリハ前田又左衛門攻之干時天正十一年四月廿三日北庄天守ニテ勝家自害ス時ニ城中ニ火懸ケ一家一門悉ク腹切同煙ト成ル入江土佐守信定子住友若狹守ハ柴田勝家公幼少ヨリ拘居玉フ數度ノ高名有ニヨリ丸岳ニテ采邑八千貫領ス若狹守寄

ル敵ヲ城ヨリ切テ出數万敵ト懸合無ヒルイ手柄ヲスト雖城ニ火懸ヲ見テ引返城中へ懸入腹十文字ニカキ切同煙ト成ル其子權左衛尉政行母ハ淺井家也菩提心深ク法花信者ニテ外ニ隱居シ小庵ヲ結ムスビ常々出家ヲ居置給世中ヲ觀念シテ政行妻ニ申サレケルハ我スキツルコトヲ見ルニ信長公内ニテハ丹羽五郎左衛門カ柴田勝家カトテ強勢ノ兩臣ナレドモ勝家ハ一筋ニ武道ヲ聽キヲ耳コト、シ佛神ヲモ不信政道ノ損益ヲモ不問慈悲情ノ心モナク依怙エコヒキ眞眞多無理悲道シ人民百性ノ肉ニクヲ陵躐セタガシユ酒宴遊興ヲ好給故一家一族マテ亡惡逆ハ私欲ヨリイツル家ノ亡ハ奢ホロビヨリ發ル佛道ヲ願者ハ邪非道ヲ不成ト權左衛門妻ニ曰我死後ニ子孫ヲ都へツレ登リ知識ヲ頼出家ニナシ給へトタノミ
ヨコシマヒドウ 依レ被レ仰比コハ天正十二年四月八日也妻小セン被申ケルハ就其御物語可申事有我今懷妊也過シ二クハイニ
ケラシヤウシヤ 月廿二日ノ夜不思議成夢ヲ見ル天竺祇園精舍ノ古跡 鐘 明見其ヨリ王舍城如來ノ坐禪石ヲクワイニ
ワガイタマキ 伏拜ハ靈鷲山ノ方ヨリ光明來テ我頂ヲ照ト見テ夢覺ヌ其ヨリ懷妊ト成ル此子只者ニハ有マジアル
シンタイ 私モ心底ニ出家ニ致度望有ト雖未胎内有故ト被仰候へハ政行然ハ其子成仁シテイカニモト有
タキ 扱天正十二年十一月十一日寅ノ刻ニ少モ無苦勞男子誕生有名ヲ小次郎ト付玉ヲ摠領與兵衛政明ハ無子也政明妹ハ蘇我理右衛門元一家故夫婦ニ妻合シ銅商賣人ト成ル理右衛門申サル、ハ商人ト成テモ此身息災ナラテ立身難成ト思召五條之天神ヲ常々信敬シ玉ヲ抑此天神ト申スハ天

上之御神少彦名命此芦原國留民病苦災疫拂日本ノ温泉ヲ出シ玉フ御神ニテ延曆年中ニ
桓武帝王御代ニ御勸請ナサレタテマツル時ニ蘇我理右衛門此御神ニ家名ヲ祈誓申サセ玉ヘハ
忝モ天神御靈夢有汝日此ワレヲ念ス子孫繁昌ヲ願ナラバセンノ字ヲ就ヘシト自現アリシニヨリ
家名ヲ泉屋ト付慶長七年ニ又六條東山方廣寺大佛殿ニ留舍那佛ノ像高サ六丈三尺ニ銅ニテ鑄給
フ此時泉屋理右衛門ニ被仰付大分ノ銅ヲ入ル亦慶長十九年ニ鐘出來ル同銅ヲ賣ル元和元年ニ
大坂落城シ家康將軍公ヨリ大坂御城代ニ曾我丹波頭御居ナサル尤文字ハ違ト雖唱同事故理
右衛門子理兵衛先祖ノ住友氏ヲ名乘弟忠兵衛了運ハ母先祖淺井氏ヲ名乘ル此理兵衛ト申ハ非只
人故ハ其比京都ニ川立ノ上トテ洛中洛外ニ其名カクレナキ人有五条ノ川中ニ夜半ノ時分ニ立
三尺三寸ノ棒ヲ持日本國中ノ神祇ト言ヲ通シ過去現在ノ生來ヲ知ル誠ニ不審儀也周榮尼常々因
深故ニ友以ノ事ヲ伺玉ヘハ其夜川立給フ翌日參問玉ヘハ理兵衛元來ハ住吉明神ノ脇立ノ化身ナ
リ千人ノ司ト可成古ハ天竺純陀ガ再誕也法燈ヲ爲挑出生ス子孫モ菩提心有テ慈悲情心不絶
可爲家長久ト申サル時ニ周榮万年祈禱ト云事ヲ頼上爲御禮金子一枚指上ケ玉フ誠ニ子子孫
孫迄繁昌ハ先祖之御影也弥情ノ田地ニ慈悲ノ種ヲマキ給バ毎年可實乘又政行妻小センハ庶
子住友小次郎政友四郎左衛門友定二人ノ子等ヲ引ツレ都ノボリ京新町通高辻西ヘ入町ニ暫居

住チウス所ニ上京清明町ニ難有法談有由聞召五月七日ニ參詣シ玉イ說法スキテ上人高坐ヨリ御覽
有テ其二人ノ子等コドモヲ我ニクレ過去ヨリモ師マテ第ノ契約有出家ニ可致ト仰アセラルレバ母義願所之幸
ト思召其座ニテ被進扱小センハ方丈へ御通有テ御剃刀頂戴カミソリ遊アソビサレ妙慶ト御付又二人ノ子ハ十
五日ニ出家ニナサレ兄小次郎ヲ空禪ト御名ヲ下サレ血脈御傳受也其後上人御哥ヲ懸給フ

北斗ヨリ息カノキバマテヲシエタル

クフセムヲホエシユンシキ、タシ　イ形院様

キノフヨリ眞ノ父母ヲカミケリ

ナヲモチシキノゴランタツトム　空善クワン返り

クフセンモ松トミタレハキノフサテ

ツタユルサキノ仏ウタヨメ　イ形院サマ

フトウヨリイマタ空禪マヨヒテソ

ウタヲソクシテ空クノ空ムナシク　ヲナシク

マトヨリモスクニ出タル不動仏ノ

金ノイバラシタニフミタリ　空禪

尺加ヨリモ一一佛マヨヒイテ

寶ノ[⊕]池ノ水ニ出タ 同

イケヨリモカノナミアハト開イテ

シヨウノ三コウリツトイツレハ 同

リチヨリモ穴トソ命開イテ

空^クトソ空^{ソウ}ノイノチナリケリ 同

空ヨリモ大心海ト迷イテ

ミチント出テ台^{ホシ}ト出レバ 同

イ形院^{サマ}サマ
コノウタハクウセムモノノ化身ニテカタルヤイナヤサトル安ラク

タ、今ノミノリニアハテムナシクハ

ルテムノ心ト又ナリニケン 空善ヘンカ申ケリ

十二歳ニテ御弟子ト御成懸合ノ御哥ト申スハ是也本筆寫

扱上人毎日三座ゾ、ノ御説有シヲ聞玉フ書有是^{コ、リヤク}ニ略ス空禪一言ノ下ニ十言ヲ悟夜ニ入テハ上人

様御前ニ膝著^{ヒザマツキ}如來七千餘卷ノ内肝心ノ要文ノ所ヲ伺玉^{ウカ、ヒ}ヘハ文句ノ義理明ニ御語有ヲ聞召故諸釈

悉御存有ル自去師弟ノ結厚成セ玉ヒ空禪ハ弥晝夜學門ノ磨セ給ニヨリ六坊ノ内ニハ無並白學ナラビ(博)
大才ニテ一ノ弟子ト仰ラレ於我滅後汝ニ讓ト仰有故上人御入滅有テ縁有衆生教ヲ示給所悲ニカナシキ
哉生死掟ハ遯サセ不給承應貳年癸巳八月六日ヨリ御腦床ニ令臥本來へ皈ト思召御遺言ニ於此ユイゴン
命終御文ニ節付三度訓玉御星霜六十八歳ニ而八月十五日暮六ツニ飯寂シ玉フ扱天氣色ヲ見ルソラノケキ
ニ西ニ五色ノ雲有其中ニ紫雲縮々ト而如漣チリくシテコトシサマナミ日月モ心有カ其夜ハカキ曇三五夜中ノ新月モ蝕クモリシヨク
也雨少降明ル十六日西院ニ而葬奉各々御舍利ヲ拾寺町通佛光寺下ル永養寺ニ石塔ヲ立御舍利ホ、ムリヒロイ
ヲ奉納畢ヲハン

後記

住友には近世初頭に傑出した二人の祖があつた。一人は精神上的の祖文殊院であり、他は事業上の祖蘇我壽濟翁である。住友は實にこの二祖によつて興り、従つて一祖を知るのみでは、眞によくその性格を理解し得ない。これ第壹輯に先づ文殊院並に壽濟翁の新らしい略傳を紹介し、更に住友蘇我兩氏の不二一體の關係を併敘して、特に序説たらしめた所以でもある。

然るに、前輯の文殊院小傳は一般的概説であり、しかもその内容は實に意想外な注目すべきものであるだけに、かゝる新事實が果して何に據つて認め得られるかは、充分明らかにされて置かねばならない。そこで本輯にはあらためてその基礎的研究を收め、諸方面の各種資料を具體的に提示しつゝ、この異色ある家祖の全貌をいよいよ明確ならしめることゝした。小傳と多少重複するところもあるが、兩者それぞれ獨自の意味を持つものである。

昭和二十六年十一月

編者識

昭和二十六年十一月
昭和五十六年八月二十日

初版発行

初版第二刷発行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一
編纂発行 住友修史室

601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷 河北印刷株式会社